

壮瞥町告示第61号

平成28年壮瞥町議会第3回定例会を、次のとおり招集する。

平成28年8月26日

壮瞥町長 佐藤 秀敏

記

- 1 期 日 平成28年9月8日
- 2 場 所 壮瞥町役場 大会議室
- 3 付議事件（予定）
 - （1）教育委員会教育長の任命について
 - （2）教育委員会委員の任命について
 - （3）壮瞥町表彰条例に基づく表彰について
 - （4）専決処分の承認を求めることについて
 - （5）専決処分の承認を求めることについて
 - （6）専決処分の承認を求めることについて
 - （7）平成28年度壮瞥町一般会計補正予算（第6号）について
 - （8）平成28年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
 - （9）平成28年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
 - （10）平成28年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
 - （11）平成28年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
 - （12）平成27年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定について
 - （13）出資法人の経営状況について

○応招議員（9名）

1 番 佐 藤 忞 君
3 番 毛 利 爾 君
5 番 真 鍋 盛 男 君
7 番 高 井 一 英 君
9 番 松 本 勉 君

2 番 菊 地 敏 法 君
4 番 森 太 郎 君
6 番 加 藤 正 志 君
8 番 長 内 伸 一 君

○不応招議員（0名）

平成２８年壮瞥町議会第３回定例会会議録

○議事日程（第１号）

平成２８年９月８日（木曜日） 午前１０時００分開会

- 日程第 １ 会議録署名議員の指名
- 日程第 ２ 会期の決定について
- 日程第 ３ 諸般の報告
- 日程第 ４ 各委員会の所管事務調査結果報告
- 日程第 ５ 行政報告
- 日程第 ６ 一般質問
- 日程第 ７ 議案第５８号ないし議案第６９号及び報告第３号
（提案理由説明・議案内容説明）

○出席議員（９名）

1 番	佐 藤	恣 君	2 番	菊 地	敏 法 君
3 番	毛 利	爾 君	4 番	森	太 郎 君
5 番	真 鍋	盛 男 君	6 番	加 藤	正 志 君
7 番	高 井	一 英 君	8 番	長 内	伸 一 君
9 番	松 本	勉 君			

○欠席議員（０名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した人

町	長	佐 藤 秀 敏 君
副 町	長	杉 村 治 男 君
教 育	長	田 鍋 敏 也 君
会計管理者	小 松	正 明 君
総務課長（兼）	作 田	宏 明 君
企画調整課長	庵	匡 君
税務財政課長	上 名	正 樹 君
住民福祉課長	小 林	一 也 君
経済環境課長（兼）	阿 部	正 一 君
商工観光課長	齊 藤	英 俊 君
建設課長	工 藤	正 彦 君
生涯学習課長	山 本	貴 浩 君
選管書記長（兼）	作 田	宏 明 君
農委事務局長（兼）	阿 部	正 一 君
監委事務局長（兼）	齋 藤	誠 士 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	齋 藤 誠 士 君
---------	-----------

◎開会の宣告

○議長（松本 勉君） ただいまより平成 28 年壮瞥町議会第 3 回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において
5 番 真鍋盛男君 6 番 加藤正志君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（松本 勉君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 9 月 15 日までの 8 日間といたしたい
と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 9 月 15 日までの 8 日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（松本 勉君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

議会一般、監査委員からの例月出納検査結果報告、定期監査結果報告、各団体からの陳
情、要望等、一部事務組合議会報告、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び
評価報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

今期定例会の付議事件は、議案 12 件、報告 1 件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

◎各委員会の所管事務調査結果報告

○議長（松本 勉君） 日程第４、各委員会の所管事務調査結果報告を行います。

各委員長から調査結果の報告を求めます。

佐藤総務常任委員会委員長。

○総務常任委員会委員長（佐藤 恣君） 所管事務調査結果の報告を申し上げます。

総務常任委員会では、７月１３日に所管事務調査を実施しました。その結果、次のとおり調査の経過と結果を報告いたします。

調査事項、１、公共施設有効活用計画の進捗状況について。２、中学校統合に向けての進捗状況、また今後の計画について。３、壮瞥町ホームページ・タウンプロモーションについて。

調査の方法、委員会の開催、調査をするための委員会を開催し、公共施設有効活用計画の進捗状況と中学校統合に向けての進捗状況について説明を受け、その後調査事項に関する町民会館と壮瞥中学校の現地視察を実施し、担当課長に対して質疑を行いました。

委員会に出席した委員、委員会に職務のため出席した者、委員会に出席した説明員は、お手元に配付の書面のとおりであります。

委員会の調査結果、１点目の公共施設有効活用計画についての進捗状況について説明を受けた後、町民会館の現状について視察を行いました。委員から計画を進める上で内部検討を踏まえて、ハード面については優先順位をつけて取り組むことが必要でないか。民間視点での活用方法を考えることも必要でないか。施設の備品移転については、必要なものから取捨選択して有効活用を図りたいとの意見が出され、町側に伝えました。

２点目の中学校統合に向けての進捗状況、また今後の計画についても説明を受けた後、壮瞥中学校の施設の現状について視察を行いました。委員からは、現地視察での統合の受け入れについての課題は見出されなかったが、統合に向けて現在取り組んでいる事項について着実に推進されたい。壮瞥中学校建設後の経年による施設設備の老朽化による修繕箇所については、計画的に取り組まれたいとの意見が出され、町側に伝えました。

３点目の壮瞥町ホームページ・タウンプロモーションについては、取り組みの現状について説明を受け、意見を交わしました。

以上で総務常任委員会所管事務調査経過と結果を申し上げ、報告といたします。

総務常任委員会委員長、佐藤恣。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 勉君） 次に、真鍋経済常任委員会委員長。

○経済常任委員会委員長（真鍋盛男君） 所管事務調査結果報告を申し上げます。

経済常任委員会では、６月３０日に所管事務調査を実施しました。その結果、次のとおり調査の経過と結果を報告いたします。

調査事項、１、壮瞥温泉園地の護岸整備及び公衆トイレの状況について。２、情報館の駐車場の状況、売店拡充、テークアウトコーナーについて。３、観光協会の緑化事業の内容及び観光客の入り込みの状況について。

調査方法、委員会の開催、調査をするための委員会を開催し、現地視察の実施と担当課長に対して質疑を行いました。

委員会に出席した委員、委員会に職務のため出席した者、委員会に出席した説明員は、お手元に配付の書面のとおりであります。

委員会の調査結果及び意見、1点目については園地護岸整備後の状況、公衆トイレの現状を視察しました。委員からは、護岸整備は前回同様に工事を進められたい、公衆トイレについては園地の利用状況を考慮し、慎重に対応されたいとの意見が出され、町側に伝えました。

2点目については、情報館の駐車場の状況、売店の拡充、テークアウトコーナーについて視察を行いました。委員からは、駐車場については多目的広場の利用状況、近隣住民及び指定管理者の意見を聞き、対応をいただきたい、テークアウトコーナーは、現在の運営組織と協議されたいとの意見が出され、町側に伝えました。

3点目については、観光協会の緑化事業の内容及び観光客の入り込みの状況は、担当職員から説明を受け、平成27年度の観光客の入り込み数については平成26年度対比で35.2%上回っていることを確認しました。

以上で経済常任委員会所管事務調査の経過と結果を申し上げ、報告いたします。

経済常任委員会委員長、真鍋盛男。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 勉君） ただいま報告のありました各委員会の所管事務調査結果について質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これにて各委員会の所管事務調査結果報告を終結いたします。

◎行政報告

○議長（松本 勉君） 日程第5、行政報告を行います。

町長。

○町長（佐藤秀敏君） 本日、第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、時節柄大変お忙しい中、定刻までにご出席をいただき、まことにありがとうございました。

平成28年第2回定例会以降における町政の主なものについてご報告申し上げます。

最初に、お手元に第2回定例会以降における工事発注一覧表を配付してありますので、ご照覧ください。

次に、要望活動についてご報告申し上げます。7月5日に室蘭地方総合開発期成会として北海道開発局、北海道運輸局並びに北海道に対し、平成29年度の国費等の要望を行います。

した。本町といたしましては、国道 453 号・道道洞爺湖登別線の整備促進、長流川水位計、雨量計の設置について要望を行いました。同じく 7 月 28 日には、国土交通省北海道局、道路局、財務省、農林水産省等を初め、地元選出国會議員に対し、室蘭地方総合開発期成会として平成 29 年度の国費等の要望を行い、本町といたしましては国道 453 号の整備促進などについて要望を行いました。また、8 月 17 日、北海道結志会主催の地域政策懇談会が室蘭市において開催され、本町といたしましては道道洞爺湖登別線の整備促進、長流川水位計、雨量計の設置について要望を行いました。以上が第 2 回定例会以降の要望活動の概要でございます。

次に、北の湖親方の資料寄贈についてご報告申し上げます。昨年 11 月 20 日に逝去された、壮瞥町の名誉町民であり、日本相撲協会前理事長、北の湖親方が現役時代に使用した貴重な資料を一部借用し、北の湖記念館に展示しております。このたび平成 28 年 8 月 1 日付で北の湖親方、奥様の小畑とみ子様から壮瞥町が借用している 23 品 26 点の資料について寄贈する申し出をいただきました。壮瞥町としましてはありがたくお受けし、受領の取り交わしを行っております。これにより、このたびの寄贈資料 23 品 26 点、以前に親方から寄贈されていた資料 33 品 35 点、壮瞥町が製作購入及び寄贈資料 53 品 337 点の計 109 品 438 点の資料が所蔵されることとなりました。今後は、横綱北の湖記念館の所蔵品として長く大切に保存し、多くの方々の鑑賞に寄与してまいりたいと考えております。奥様の小畑とみ子様並びにご遺族に深く感謝申し上げ、郷土の誇りである北の湖親方の功績を末永く後世に伝えていく考えであります。

次に、台風 10 号による被害状況についてご報告申し上げます。8 月 30 日夕方から 31 日の明け方にかけて台風 10 号が北海道を縦断し、壮瞥町及び近隣市町でも多くの被害が発生しました。このたびは、近年例のない 8 月 18 日、8 月 22 日、8 月 30 日と毎週のように台風による大雨警報が発令され、台風 10 号では暴風警報も発令されております。壮瞥町では、8 月 30 日夕方に台風対応に関する会議を開催し、警戒態勢をしておりましたが、午後 6 時過ぎには国道 453 号線上久保内蟠溪間が通行止めとなり、町道迂回路対応を職員にて実施、午後 9 時から未明までの数時間の暴風雨により倒木による停電が発生し、地区によってはその後最大 2 日間にわたり停電しており、最大 1,210 戸の停電と、近年例のない大停電となっております。また、役場では 8 月 30 日から 9 月 2 日の未明までの 3 日間において交代で 24 時間体制をしき、住民対応等を実施しておりました。現在被害状況を調査し、住民の生活や安全等に支障となる箇所を優先して対応しております。また、被害状況を整理する上、予算計上することとしておりますので、議員各位のご理解をお願いいたします。

以上、平成 28 年第 2 回定例会以降における町政の主なものについてのご報告といたします。

○議長（松本 勉君） これにて行政報告を終結いたします。

◎一般質問

○議長（松本 勉君） 日程第6、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） 私は、今回壮瞥高校の将来像への検討状況について質問いたしました。と存じております。

質問要旨といたしまして、壮瞥高校の久保内中学校への移転の考えを中学校統合に係る久保内地区説明会において教育委員会より選択肢の一つとして示されました。壮瞥高校は、地域農業科への学科転換し、職業高校としてより実践的な教育を行っており、今後の6次産業化を捉まえた生産、加工、販売への取り組みへの充実も図り、生徒数も増加傾向にあります。しかしながら、全国的に少子化の影響による高校の閉校や統合が行われており、特に小規模市町村立の農業高校の前途はひととき厳しいものがあります。胆振管内唯一の農業高校として今後の存続の是非をしっかりと議論し、安定的に農業を通した高校教育を行い、かつ町立高校として町に貢献できるあり方が重要であり、その上で政策的な考えも含んだ立地場所の検討が必要で、高校管理者としての町の姿勢が問われています。そこで、以下について町長の考えを伺います。

1、壮瞥町立壮瞥高校の今後のあり方についてどのように考えているか。

2、壮瞥高校と併設し、高校と連携した広域的な西胆振の担い手拠点施設として関係市町や関係機関協力のもと設置する考えはないか。

3、結論を示すめどはいつか。

以上、答弁よろしくお願いいたします。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 8番、長内議員の質問にご答弁申し上げます。

壮瞥高校については、平成22年度以降、入学者数が募集定員の半数に満たない状況が続く、そのあり方について、平成23年度以降検討を本格化し、町長部局と教育委員会の関係課長、学校長などで検討委員会を設置し、平成24年3月に新しい壮瞥高校づくり基本方針をまとめたところです。この基本方針にのっとり、平成26年4月1日から地域農業科へ学科転換し、農業に関する知識と技術を習得し、農産物の生産から加工、販売までを学ぶ教育課程を編成し、広く地域経済と社会を支える人材を育て、地域の振興に寄与する学校づくりに取り組んでいるところでございます。壮瞥高校の今後については、これまでの議会答弁のとおり、学科転換後2年ないし3年の出願者数の推移と学校の役割についての町民の意見等を総合的に勘案して存廃を判断することとしております。

1点目の今後のあり方については、本年度の町政執行方針で示したとおり、方向性を平成28年度中に決定しなければならないと考えており、課長職で組織する総合政策推進プロジェクトで行った高校を取り巻く状況の分析等も判断材料の一つとしながら、改めて検討を行ってきたところでございます。基本方針に基づく学科転換や高校の取り組みに関す

る評価といたしましては、今後の胆振西学区の生徒数の減少や久保内への移転に伴う通学環境面、移転費や運営費の負担など、今後も継続して検証を加えていく必要がある課題はあるものの、その一方で農業を含め、当地域経済を支える人材を育成、輩出する高校の役割は重要で、学科転換と特色ある農業教育により、生徒募集に改善傾向があり、多数の教職員が町内に居住し、定住人口の維持と町税確保に貢献している、近隣から生徒が通学し、昼間人口と公共交通の維持に貢献している、環境美化やイベントへの参画、協力などまちづくりに貢献していることなど、高校の存在が本町にとってさまざまな効果をもたらし、欠かせない存在になってきていると評価、認識しているところでございます。以上のことから、本町の町政運営には高校の存在は大きく、存続に向けた検討を継続するとともに、存続を前提とした場合、校舎の老朽化対策が喫緊の課題であり、その対応策として久保内中学校の統合後の空き校舎への移転、活用を図る方法が現段階では最善であると認識し、今後議員各位、教育委員、町民の皆様と意見の交換を行い、判断を行う考えであります。

2点目の壮瞥高校と併設し、高校と連携した広域的の担い手拠点施設設置の考え方についてでございます。就農は、一般の就職と比較し、初期投資が必要であったり、経営管理能力や生産技術の習得が求められ、就農先として選択されるためには受け入れ段階から生産者や地域の関係団体が連携した支援体制の構築が必要であることは、議員と同様認識しているところでございます。一方で、高等学校は学校教育法に基づき心身の発達及び進路に応じた高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とした学校教育の場であり、新規就農者や親元就農を目指す農業後継者を育成する施設の併設についての検討は、現段階では行っていないのが現状であります。昨年胆振総合振興局が主体となって西胆振地域新規就農受入体制・雇用労働力確保検討会が設置され、西胆振地域を単位として市町の枠を超えた体制による広域的な連携体制の構築について検討を進めていることは認識をしており、今後はその動きを注視していく考えでありますので、よろしくお願いをいたします。

3点目の結論を示すめどについてでございますが、先ほどご答弁いたしましたとおり、議員各位や教育委員、住民の皆様からご意見をいただきながら、本年度中の決定を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） 今町長のほうからご答弁をいただきました。

3点踏襲して考えを伺いたいということで示させていただいておりますが、まず1点目の今後の壮瞥高校のあり方という部分の中で、存続を前提として久保内中学校跡地への校舎の移転ということで検討していきたいと。今後委員会初め町民各位と検討していきたい、一つの方向性を示されたと認識をいたしました。実は、6年前のちょうど22年の第3回定例会におきまして、壮瞥高等学校の現状と今後の方向性についてということで一般質問させていただいております。その中で主な点としては、町立高校としての方向性の明確化が必要でないか、ビジョンも含めてしっかりとした考え方を示すべきではないか。また、

地域農業とのかかわり合いや連携の必要性も質問させていただきました。同時に、たしか 47 年ほど壮瞥高校の校舎が建設後たっているということで 50 年を迎えると、法定耐用年数を迎えているという中でその対応についてということもあわせて質問させていただきました。今答弁の中で 23 年度から本格的に壮瞥高校の新しいあり方について教育委員会を中心に議論されたのかなと思っておりますし、その中で私の質問の一部も参考にさせていただいたら幸いだったのかなと思っております。そうした中で、26 年から地域農業科という形で学科転換をされて現在に至っているところでございますけれども、学科転換された当初、非常に多くの壮瞥高校に入学生を迎えることができたということで今に至って推移をしておりますが、今年度若干生徒数はいろんな影響の中で少なくなっているという報告も受けておりますけれども、そういう中でこれは全国的な傾向で、特に小規模高校の部分の中で生徒数が減ってきていると。これは、もう全国的な傾向で、特に道立、県立高校等ではその統廃合が進んでいるのかなと思って認識をしております。そういう中で、存続という一つの町としての考え方を示して受けとめておりますけれども、何点かその理由というものを課題も含めて示されておりますが、その中で数字も上げて具体的な説明ができる部分がありましたら、担当課のほうよりつけ加えていただければと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、企画調整課長。

○企画調整課長（庵 匡君） ただいまのご質問につきまして企画調整課のほうからご答弁をさせていただきます。

考え方は、今町長がおっしゃったとおりでございます。それに至るに当たりまして、庁内でまず壮瞥高校の今後の存続についてということが1つ、それからもう一つは久保内中学校校舎跡の活用方法という、2つのテーマをもって分析を行いまして、それを町長のほうに報告して最終的にはきょうの答弁に至っているという状況でございます。

その前段にありました分析の結果について、かいつまんでお話をさせていただきますと、大きく6点ほどのまとめになっています。まず1つは、胆振西学区の学生数、入学者数の問題でございまして、平成27年度で1,615人の胆振西学区に中卒者数がいらっしまったのですが、これは今後どんどん減少していくというのが現状でございます。したがって、壮瞥高校が存続していくためには、選ばれるための努力というか、それは必ず必要になってくると。ただ、その一方で北海道教育委員会のほうで示している計画上でいいますと、胆振西学区自体の高校の間口調整も可能性を示唆されているということですから、当然生徒数が減って、では受け皿はそのまま同じ規模で維持するかということそうではなくて、受け皿のほうも一緒に調整をしていくので、ですから減少イコール壮瞥高校には人は来ない、そういう結論にはならないだろうということです。ただし、選ばれるための努力は必要であると。

それから、農業高校ではあるのですが、現状では農業や農業関連への就業、就職というのは1割以下という、今そういう状況でございます。ただ、これは壮瞥高校に限った話ではなくて、他の道内農業高校においても同様と。これは、壮瞥高校の授業云々ではなくて、

そもそも農業が抱える構造的問題といえるでしょうか、そういったところもあるであろうと。したがって、農業後継者の輩出というのは今後も伸び悩む可能性はあるのだけれども、ただその一方で近年のこの西胆振管内の高卒者の求人倍率というものがずっと上昇を続けています。企業はいっぱい人が欲しいのだけれども、就職を希望する高卒者自体が少なかったり、あるいはニーズがマッチしなかったりということで、地域経済全体として見たときには高校生というのは今後も金の卵であるのだろうということを考えると、農業だけではなく、広く地域経済というふうに見たときに高校の存在というのは広域的にも重要になっていくだろうと、そういう分析でございます。

あとその他につきましては、年間町の持ち出しとして大体2,000万ぐらいという推計をしております。この額は、当町の財政規模からいえば決して小さい数字ではございませんが、ただ必要なものは必要であるということと、逆に過剰な投資は控えながら学校運営を行っていく、経費節減を行っていく。もちろんそれは他の事業と同様に行っていく必要があるだろうというのが3点目でございます。

それから、町長の答弁の中にもございましたが、高校があることで高校生が日中町内にいらっしやったり、あるいは高校の先生方が当町に定住されたり、あるいは通学でバスをいっぱい利用されていますので、それが地域公共交通の維持にも大きな貢献をしているだろうと。あと何よりも高校が50年以上この町に存在をして、さまざまな地域活動であったりまちづくりに参画をされていらっしやいます。その意義というのは非常に大きくて、恐らくはもう町民の皆様の方々の心の中にあるのか、その存在が普通にあるのだろうと。ただ、ではこれが仮になくなったときにその喪失感というもの大きなものがあるのではないかと、そういうメンタル的な数字にはあらわれない、そういったことも分析結果としては出ています。

それと、最後ですが、壮瞥高校が管内唯一の農業高校ということで広域的な、壮瞥町だけではなくて、この西胆振地域全体としての役割というか意義というか、そういったものもあるということは近年の行政事務の広域化を見ても、当町だけの問題ではなく、広域としての考え方というものを持って判断をしていく必要があると、そのようなことを分析結果としてまとめております。それらについて、町長のほうで判断をいただいたと。

それと、もう一つは、久保内中学校の件につきましては、高校以外の方法も幾つか検討はさせていただきました。詳細は申し上げますが、ただいろんな方法は全国の事例の中でもあるのですが、やはり常に短したずきに長しという状況で、正直なところ高校にまさる活用というのは現段階では見当たらないというような結論にも至りました。ただ、久保内へ行くことによって出てくる幾つかの課題も当然あるだろうということですので、それらの課題解決に向けた取り組みも必要であると。

以上のような報告といえるでしょうか、分析をまとめたところでございます。現段階でお話しできるところまではご説明させていただきました。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） さらに詳しく説明をいただいたわけですが、これは課長職を中心とした庁舎内でのプロジェクトチームの分析等を含めた結果だと思っていますので、まだまだこれからさらに関係機関、住民との部分の中でいろんなことは今後また詰められてくるのかな。そのときにまたその辺についてもお伺いできればいいのかなと思いますけれども、町長の答弁の中にもありましたけれども、壮瞥高校の検討委員会ということの中で24年3月には新しい壮瞥高校づくりの基本方針をまとめられたということで、教育委員会を中心に議論されたのかなと思っておりますけれども、そういう部分を踏まえて地域農業科という学科転換をされ、そして選択肢の一つということだったと思いますが、中学校の統合の部分の地元説明会の中で教育委員会としてはその選択肢の一つとして中学校への移転ということで、教育委員会としては当然これは存続という考え方を前提に捉まえていたのかなと思っております。最終的な部分は、町立高校ですので、町の判断というのが最終的に重要になってくるのかなと思っておりました。そういう中で、町長の執行方針の中にも28年度中にその方向性を示したいということが文言の中で今回示されたと認識しております。教育委員会のほうにもかかわるのかなと思いますが、今示された一つの分析の中で、これはすぐ今ここでこういふことだと答えられない部分も多々あるのかなと思っております。その辺は、後ほど方向性を示されてお答えしていただければいいのかなと思いますが、4点ほど課題等の中でこの点の考えはどうなのかなということをお聞かせいただきたいなと思っています。

1つは、学科転換後3年間の生徒数の推移の中でありますけれども、26年、27年は生徒数が非常に多くの生徒に来ていただいたと。27年は若干生徒数が減ってきているということもありますが、その生徒数の安定的確保への考え方ということで、どのような農業高校、壮瞥高校として今後生徒数の確保に取り組んでいくのかという部分の中で、3年間全学年地域農業科として今勉強されていることだと思うのですが、その辺の地域農業科の転換後の評価といいますか、特徴も含めて、今後の生徒数の確保に向けた取り組みというのをお聞かせいただきたいと思っています。

4点考えているので、一遍に4点言ってしまうとちょっと答えるのが大変だと思うので、もう一点、通学環境の確保という部分の中で、従来はバス等を使って旧壮瞥駅のバス停において学校に通われているのかなと思っておりますけれども、久保内中学校跡地の移転ということになりますと、7キロぐらいまだ東部寄りということになりますので、従来のバスの運行の中では難しい部分も出てくるのかなということで、スクールバス等も検討されていくのかなと思いますが、例えば伊達の紋別駅ですとか主要なバス停との連結が必要になってくるのかなと思いますが、その辺についての考え等が今の段階で答えられる部分があればお伺いしておきたいと思っています。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本貴浩君） それでは、私のほうから2点、今のご質問のあった点につきましてご答弁申し上げます。

まず、学科転換3年を経過したところでございまして、現在も72名の生徒が在籍をされて、地域農業科の中で勉強等をしているところでございます。3年間多く、ことしにつきましては若干の低下が見られたところでございますが、全体的な胆振西学区の中学生の卒業生の減少もあったというところで入学者21名を確保できたというのは、それまでの地域農業科としての教育の方針等も各中学校へ訪問した中で入学者確保について行ってきた結果なのかなというところでございます。この安定的な確保というところの考え方でございますが、基本的にはこの地域農業科で壮瞥高校という教育活動、これを理解していただくためにも今後も胆振西学区の各中学校を精力的に回り、入学者の確保を目指していくというところが必要なのかなというふうに考えているところでございます。

また、通学環境の部分でございます。これにつきましては、当然のことながら通学時間、通学距離も延びるわけでございますが、通学時間も延びてくるということになります。その場合、各JRと、またバス事業者との連携、これは調整しなくてはいけない必須な事項であるというふうに考えているところでございます。そのバスの部分につきましては、かなりの生徒が、ほとんどバス通によって来ているという状況でございまして、この調整方法につきましては今後詰めていくということになりますが、若干の始業時間に合わせた、バスが早目に動いて、始業に合わせたバスの時刻表を早めてもらうですとか、下校時にはバスの便数について多くしてもらうなどの要望はしていかなければいけないのかなというふうに考えておりますし、この通学時間の拡大につきましてはそういう方向での部分において考えておりまして、このことによって学校の始業時間を変更するとか、そういうことは今のところ考えていない方針で検討しているところでございます。これにつきましてはスクールバス、ではどうするかということもございますけれども、基本的にはバス事業者との協議の上でそれを補えない部分ですとか、通学にどうしても必要になってしまう部分について、スクールバスの導入を検討しなければいけないのかなというところの考え方を持って、これから検討と調整を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 教育長。

○教育長（田鍋敏也君） 私からも補足で説明をご答弁させていただきたいと思いますが、まず1点目につきましては、胆振西学区の卒業生と定員間口の関係につきましては、今それぞれ課長から答弁をいただいたとおりでありまして、全道の学区に比べますと、卒業生の数に比べると間口が広い学区であるということが一つ特徴と言えます。そうした中で、間口調整がされるということに期待をするわけでありまして、北海道が毎年道教委が定めております公立学校等の配置計画では、見通しを立てて間口ですとかがされるものというふうに認識をしているところではあります。生徒数が少ないという現状は変わりませんので、先ほど課長から答弁いたしましたとおり、一定の今までも評価をいただいておりますけれども、管内唯一の農業高校であるという、その農業教育の特色を生かして3年間学ばれた生徒さんは着実に進路を決定していくですとか、そういう実績を残していくこ

とが大切だろうと思ってしまして、そのように今後も学校の先生方と努めていきたいなと、このように思っております。

それで、1点目の質問の中で学科転換後どのような評価がなされているかということで、その辺について私のほうから説明をもう少し加えさせていただきたいと思っておりますが、学科転換後3年目を迎えるということにつきましては、来春の卒業生が、現在の3年生ですけれども、地域農業科の1期生ということになります。農産物の生産と加工、流通を一体的に教育課程と持つ、そういったことを3年間学ばれた1期生の生徒さんなのですが、進学や就職に向け今準備活動を行っているさなかであります。その状況は、3年生は農業後継者というか農家のご子息が1名おりまして、まだ未確定な部分ありますけれども、進学の方角性としてはやはり農業の専門学校のほうに進みたい、進学を希望している。その1名以外は、農家ではない非農家のご子息なわけなのですが、その生徒たちのうち3名は農業関連に就職を希望していると、このように学校から報告を受けております。非農家の生徒さんが壮瞥高校に進学し、3年間の学びを通して農業の技術に触れ、魅力に触れ、農業関連への就職希望する傾向が出てきているということは好ましいことかなと。教職員の努力と実習の受け入れなど農家の方々に大変お世話になっておりますが、そうした取り組み3年、4年重ねてきた努力の経過が少しあらわれてきているのかなと、そのように思っております。農業高校として徐々にではありますが、望ましい姿、我々がイメージする理想の姿に徐々にではありますが、変容しているのかなと、このように認識をしております。この傾向を大切にしまして、学校と行政がこれからも一致協力して、地域の農家の皆さんの理解を得ながら高校出身者が農業や地域産業の担い手となる、こうした好循環をもっともっとつくっていかねばと、そのように思っております。

それと、2点目の通学環境で伊達紋別のJRの駅ですとか主要な駅との接続については、これはまだ委員会内部では合意にはなっておりませんが、基本的には今のバス路線があるものを最大限活用して、その補完する形で足りない部分は自前のバスで、そういうことを基本にしていきたいなと、そんな思いでありますので、これからその辺は議論をしていきたいと思っておりますが、そのような考えであるということをつけ加えさせていただいて、答弁いたします。

以上です。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） わかりました。地域農業科への転換、今3年経過している途中ということで、まだまだまとまった評価といいますか、ことにはならないのかなと思っておりますけれども、同じ地域に住む者として、農業者の一人として、より身近な壮瞥高校の存在になりつつあるのかなと。地域の農業者の協力もいただいて、実習ですとかいろんな取り組みをされているという部分の中で非常によい傾向が強まっているのかなというふうに感じておりますし、農業自体が非常に多様化している部分の中で、今6次産業化も含めていろんな取り組みが必要になってくる。特に当町の場合はこういう立地条件の中で

すから、そういう意味ではそういう部分も重要になってくるのかなと思っていますから、そういう意味で高校の存在というのも地域と密着する部分が特に必要になってくるのかなと思っています。今後も努力をしていただきたいと思います。

通学環境については、今後さらにいろんな交通機関等々の詰めですとか、多分いろんな調整等が出てくるのだろうと思いますが、今の通学の時間帯にしても、大分以前に当時の校長先生にお伺いしたことがあるのですが、今の登校時間というのですか、それもぎりぎりなようなお話も聞いておりました。それが逆にこういう形の中で縮めることができるのかどうかということを含めてご検討いただきたいと思いますと思っています。

次の2点、これは教育委員会だけではない部分での判断も当然必要になってくるのかなと思いますが、職業高校ということで、いわゆる実習圃、それから施設等が普通科に比べると必要になってくると。今の壮瞥高校の中にも実習圃、それから当然作業場等、倉庫等がありますけれども、この辺の確保の考え方についてお伺いしたいなと思います。当然移設に伴ってそういうのが必要になってくるという部分がありますが、多様な農作物がこの地域でとれるということもあって、現在いろんな農作物等の部分の中で実習されているのかなと思っていますけれども、その辺の実習作物も多彩にあるというようなことでありますが、ある程度その辺の選定というのですか、絞り込みということも必要になってくるでしょうし、近隣の農業者等の協力をいただいた中での取り組みの中でそこにかかる経費をある程度抑えていきながら地域農業との関連性を強めていくということも検討する必要があるのかなと思っています。その辺についてのご見解と、それから久保内中学校跡地に移転された場合、現校舎、それから実習圃場、それから倉庫等の施設等の跡地の活用について、現段階で考えられることという部分があればお伺いしておきたいと思っています。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本貴浩君） ご答弁申し上げます。

私のほうから移転することになった際の、いわゆる今現状で使っている実習のための倉庫であったり、実習を管理するための建物であったり、あとはハウスなどを建てる、また土地利用型で使う農地ですね、そちらも含めた確保、対応策ということでございますけれども、現在の壮瞥高校においては農場が2つ、高校を挟んで山側と川側というのでしょうか、挟んでありますけれども、合わせておよそ2ヘクタールほどあるわけでございます、当然のことながらこの中にハウスであったり実習のための建物も複数建っているわけでございますので、これが例えば久保内中学校が移転する場合においては、それらについても当然のことながら移転、確保しなければいけないというところでございまして、これにつきましては現在の中学校の校舎に隣接する農地の確保ができればというふうな考えでございまして、この方向づけがなされた後にそれらの適地の選定ですとか確保の方法の検討に入っていくのかなというふうに考えているところでございます。農地については、通常平場でございますので、いいと思うのですが、例えばハウスを建てるですとか倉庫建てることについては、当然のことながら建物を建てるわけですから、例えば現状ある町有地です

とか、そういうところを有効に活用できれば、隣接する町有地を活用できればというふうにも考えているところでございます。

作物の選定については、まだ具体的にはさすがにどう残していくかということも検討はしていないところでございますが、基本的に今ある作物、やっている作物、例えばめぐみで売る野菜ですとか、ハウス内でやっているメロンやトマト、また町内の花壇等に植えている花などもございますけれども、基本的にはそれを土台としながら考えていくものの、例えば久保内地区で同様の果樹等があるのであれば、そこを有効に活用する手だてがあるのであれば、そういうことも活用しながら有効に久保内の農業基盤を使っていく中で一緒に検討できればいいのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 企画調整課長。

○企画調整課長（庵 匡君） 2点目につきまして、私のほうからご答弁いたします。

現校舎の現在の高校が行った後ということだったかと思いますが、それで現高校の跡につきましては、現段階では白紙という状況でございます。具体的に何かをとるところまではまだ定まっていないですし、いろいろ財政需要なんかも考慮して検討していく必要があると思うので、もう少し時間がかかるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） わかりました。方向性を示したばかりですので、これからいろんなさまざまな課題等も含めて、研究、検討されてくるものなのかなと思ってございます。財政上多額な部分の中で投入できない部分も当然あるかと思えますから、段階的に整備されていく部分も含んであると思えますし、また当然地域農業に何らかの形で貢献できるという部分も踏まえた取り組みも必要になってくるのかなと思いますが、例えば跡地の部分の中で、例えば農場にしてもハウスにしても、仮にスクールバス等があるとすれば、当面の間作物によってはその時間通ってその圃場を管理ということも含めて、これはせざるを得ない部分も出てくるのかなと思っておりますが、その面も含めて十分検討していただきたいなと思っております。

続きまして、2点目の壮瞥高校に併設した農業の担い手の拠点施設を設置する考えはないかということでございますけれども、これはある意味唐突かもしれませんが、私見も含めて検討するべきではないかという視点で質問させていただいたところなのですが、これは壮瞥町に限らないのですけれども、全国的に農業の担い手不足が大きな課題になっておりまして、北海道も開発公社の中に担い手の本部を設けて、それぞれ町と連携して取り組んでいるところかなと思っておりますし、そういう部分ではその重要性が増していくのかなと思ってます。そういうときでありますので、ある意味高校の存続ということを踏まえた中でそういう担い手の部分とかがかわっていくことが、ある意味高校の安定的な存続もしくは地域農業の存続にもかかわってくるのかなというような視点で今回質問させていただ

だいたところす。

新規就農の取り組みは当町もされておりますし、西胆振の中ではいわゆる新しく農業を始める新規就農者だけではなくて、既存の農業の後継者に対する支援ですとか、ことしはたしか2名ほど希望されるという話を聞いておりますけれども、雇用型の農業法人なり農業者のもとに就職という形で農業の担い手になる方に対する支援が始まるのかなと思いますけれども、そういう部分では町独自の支援策という部分も取り組まれているというような評価をいろんな機関から私も聞くことがありますが、そういう地域でもありますし、現状として壮瞥高校が町内の農業者の後継者という形で入ってこられる方は非常に少ない。ほとんどは伊達なり近隣町村からの方が多いわけでありますけれども、そういう状況を踏まえた中で高校は町立高校ですから、なかなかほかの関連市町の協力は難しい部分もあるのかなと私も理解しますし、ただ一つの町村で解決できない担い手に対する支援体制というのが今非常に課題になってきている中で、広域的な新規就農対策、いわゆる担い手センター的な拠点施設として同時に研究、検討されることが、ひいては壮瞥高校の安定的な学校運営にもつながるのではなかろうかと。同時に、壮瞥高校なり壮瞥町に近隣市町も目を向けていただいて、そこを拠点にそれぞれの町の就農対策に力をかしていただくということとを踏まえて、西胆振全体の農業の担い手に対する取り組みが向上していくのではないかとこの視点で今回質問させていただいたところでございます。今ご答弁をもらって、今検討されていないと私も思っていますし、今後そういう中では振興局が中心になってそういう検討会をつくられるという話も聞いておりましたけれども、なかなか難しい部分も正直言っているのかなと。私もお話を聞いていて思っておりますけれども、非常に北海道の中でも評価されている取り組みで何点か例を挙げてお話ししたいと思うのですが、胆振管内ではむかわ町、それから隣の日高管内で平取町、それから新ひだか町、ここは町でハウスですけれども、施設を持って、それをリースという形で新規就農者に1年ないし2年、そこで経営をしていただいて、そして力をつけてから自分の購入したり借りたりした農地に正式な新規就農として入っていくという。要するに農業者のところに実習期間入るのです、最初は。そういう形で1年ないし2年、農業者の中で実習をした後、一般的にはその後農地を求めたり借りたりして新規就農としてスタートしていくのですが、実は例えて言えば軽トラの横に乗せてもらって連れて歩いてた新規就農者がいきなり軽トラで高速道路走るみたいな話なのです。要するに自分が経営者としての判断というのは農家の実習の中でなかなかできない。そこを1年ないし2年の町のハウス等をリースで借り受けて、そこで自分の判断で農作業等をしていって、そして経営者的な感覚を身につけて、要するに若葉マークの期間を設けると、簡単に言うとそういうことで実際自分で車を運転して走りなさいというようなところに持っていくという取り組みをしている。そこで、非常に経営的に安定して、中には例えばむかわならむかわ、平取なら平取の部会の中でも新規就農者の方が非常にいい成績をおさめているというような結果につながっているということが、行って視察もさせてもらったこともありますし、お話を聞く機会もありました。そういう面で

は、特にこの地域は施設も含めた多様な農業が展開されるので、非常に新規就農の希望が多いというような地域でもあります。これは、多分伊達でも洞爺湖町でもそうだと思うのですが、そういう部分の中でそういうことをサポートできるような施設ということが仮に併設されることによって壮瞥高校の生徒の農業に対する見方、農業と現場との関係という部分にいい影響が出てこないか。もしくは、新規就農者にとってそういう学ぶ場がそばにあるということを通して、例えば仮に加工なりそういう施設なり、そういう部分を有効に活用できる、もしくは農業高校の教員という人材が身近にあるということで、そういう教員のいろんなサポートを受けることによって、より経営に対するマインドが高まってくるのではないかなというようなことを考えると、その辺の検討が同時期にされることが1つは重要なのかなというような視点の中で実は今回2番目の質問として取り上げさせていただいたところですけども、その辺の段階、実は答えももらっているのですが、今後研究していきたいということでございますので、今そういう考えの中でどのように考えられているかお伺いしておきたいと思います。

○議長（松本 勉君） これより休憩といたします。再開は11時15分とします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、副町長。

○副町長（杉村治男君） 私のほうからご答弁させていただきたいと思いますが、ある種ご提案というような形かなというふうに受けとめさせていただきますが、現状で考えられる範囲としては職業高校というあり方の問題かなというふうにも思いますが、それとあわせて後継者であったり新規就農であったり、担い手が不足しているというものをどうマッチングさせていくのかなということかなというふうに思いますが、一方で高校という役割が一定程度決まった中で運用しなければいけないという部分がありますので、その辺は事例としてむかわですとか平取とかという事例は承知していますが、それが壮瞥の高校にどううまく当てはまるかというのは今後検討しないと進められないのかなというふうに思います。そういった観点でご提案としてお聞きをし、これからその検討の中に加えてどう整理していくかということが重要かなというふうに思いますので、現段階でこうすべきというものは持ち合わせていないということでご答弁とさせていただきます。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） わかりました。突然の質問といえますか、ですから当然それは検討もしていないし、詰めていないというのは認識した上で質問させていただいておりますが、胆振管内唯一の農業高校という特徴をどう生かしていくかということと、現実の農業を取り巻く環境をどう解決していくか。地域の大きな課題ということは、イコール町立の農業高校として地域に貢献できる高校のあり方としては検討する価値はあるのかなという

形で説明をさせていただいたところでもあります。これは、相手も当然いることですので、町単独でできるようなことではありませんし、ただそういう町単独では解決できない時代に入ってきているということの中でやっぱり広域的な取り組みの一つとして高校の部分とあわせた形で近隣の市町の協力を得られる形の姿として検討できないかという趣旨でございます。これは、私は併設ができれば望ましいとは思っておりますが、例えば先ほどの高校の跡地利用も含めて、そういう部分も視野に入れて、そういう担い手の拠点施設、要するにそこで学ぶような場が持てることの検討もしていただければ幸いかなと思ってございます。

最後の３点目につきましては、めどとして今年度中に方向性を決定していきたいということでございますので、わかりました。ただ、今年度中といいましてもあと半年ぐらしかございませんが、庁舎内の課長職の検討会議ではこういう方向を示されておりますが、今後例えば高校のＰＴＡなり関係機関、関係組織なり、また住民ですね、町民とのいろんな議論の場、意見集約の場が必要になってくる。その辺のめどについて、さらにお伺いしておきたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 最後に私のほうから壮瞥高校の件、今後の方向性について、先ほど申し上げた内容も重複する部分もあるかというふうに思いますけれども、この壮瞥高校は昭和 23 年、伊達高校から分校として壮瞥高校が始まりましたけれども、本当に歴史が古い。私の年と大体同じぐらいです。68 年たっていまして、その後独立して平成 27 年から壮瞥高校としてスタートしておりましたけれども、その間本当に多くの壮瞥の 1 次産業あるいは経済団体等のそういった組織の人材として多くの方が活躍をされておりますし、またこの高校を卒業して他の地域に行っても本当に活躍されている方がたくさんいらっしゃる、こういうことでございますので、この壮瞥高校の今後について、今までもさまざまな議論はしてこられたというふうに思っております。長内議員も平成 22 年にも一般質問されてございましたし、その後も各議員からもこの高校の今後についてご質問いただいております。去年の第 4 回定例会も 6 番、加藤議員のほうからもご質問をいただいております。そういったところを含めまして、壮瞥高校の今後については、やはり町民の皆さんから高校というものを理解していただいて、そしてまたある一定の生徒さんを確保しながら取り組んでいく、これがやはり大事なというふうに思っておりますけれども、やはりこの生徒さんも今うちの町の生徒さんは少ないですけれども、町外から多くの方が通学をされておりますし、その生徒さんがやはりうちの町の状況を知っていただいて、そして将来的にうちの町にも住んでいただければ、そして 1 次産業にもついていただければという、そんな思いもあって存続をするという判断をさせていただきました。ことしに入りましてからすぐに総合プロジェクトのほうに壮瞥高校の課題でありますとか、あるいは存続させたときにどういった課題があるか、あるいは高校がどう町にかかわっているか等々、やはり情報収集あるいは調査をしていただきました。その結果を踏まえながら今回

のご答弁の内容になっているというふうに思っております。

そして、先ほどの研修施設でありますけれども……その前にそういう存続をさせるということの判断を町民の皆さんに説明をして、そして町民の皆さんや議員の皆さん、あるいは教育委員の皆さん、関係機関の皆さんのご理解をいただいきたいというふうに思っております。そして、存続をさせるということは、やはり高校の生徒さんに教育する環境、それはやはり校舎の老朽化だというふうに思っております。今の校舎も昭和 37 年に建てられて、既にもう 53 年を経過していますので、老朽化しているこの校舎をどうするかということ考えたときに、やはり新しく建て直すということになりますと、相当の金額、何億というお金が必要になるのだろうというふうに思っております。来年の 3 月で、もう今年度中に統合する久保内中学校の空き校舎を活用することがやはり一番最優先になるのだろうというふうに私は考えております。その点につきましても、やはり滝之町の地域の皆さん方にもご説明をしながら今後理解をいただければというふうに思っております。

また、研修施設等につきましては、副町長から答弁あったように今のところ検討はしておりませんが、やはり基幹産業の農業、うちの町の基幹産業の農業、今後についてもやはり我々はきちんと考え方を持っていかなければならないわけでありまして、また担い手の確保という観点からも研修施設というのは大事なというように思いますけれども、やはり平取、先ほど事例を紹介していただきましたけれども、平取ですとかむかわ等の事例を聞かせていただきましたけれども、やはり平取につきましてもトマトという一定の作物を選択した中での研修施設というふうに理解をしておりますけれども、壮瞥町におきましては非常に多品目の農産物が生産されておりますので、それをいかにどの作物に重点を置いて研修をさせるかとか、いろんな課題があろうかというように思いますので、最初の答弁で申し上げたとおり今振興局のほうで西胆振についての担い手の確保について検討する委員会等も協議する場を設置したということでありまして、そのことを今後担当課が接触を持ちながらこの推移を見ていきたいというふうに思っております。そして、先ほど申し上げた最終判断は、やはり 28 年度中に判断をしたい。それは、やはり先ほどから申し上げたとおり議員の皆さんやそして教育委員の皆さん、あるいは町民の皆さんにご理解をいただいた中でご判断をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいというように思います。

以上であります。

○議長（松本 勉君） 次に、4 番、森太郎君。

○4 番（森 太郎君） 私のほうからは、公共施設の管理と活用化策についてお伺いしたいと思います。

町内には各部署が所管する公共施設が数多くありますが、多くが老朽化による維持管理費用の負担がかさんでいる状態にあると思います。しかし、その施設の必要性や地域に果たしている役割の重要性から施設を存続していくものも数多くあると思います。そこで、

管理と活用化策についての考え方を伺います。

1 点目、所管ごとの公共施設の維持管理の実態と今後の施設管理についての考え方は。

2 点目、施設を地域振興につなげていくための活用化策についての考え方は。

3 点目、施設機能を高めるために施設整備をどう図っていかうと考えておられるか。

以上、伺いいたします。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 4 番、森議員のご質問にご答弁申し上げます。

本町では、住民生活や福祉の向上、個性豊かで魅力ある地域づくりを推進するため、これまでにさまざまな公共施設を整備してきましたが、それらの中には築 30 年、40 年以上経過している施設もあり、今後も老朽化が進行していくことを考えると、より適切な維持管理と今後の人口減少も見据えた公共施設の再配置という 2 つの観点及び財政的な見通しも考慮に加え、将来に向けた公共施設、サービスの量的、質的な確保等を図るために長期的視野に立った施設管理、整備が必要であろうと認識しております。

ご質問の 1 点目についてですが、各施設の維持管理については各所管課ごとの計画的管理のほか全体的な管理も必要なことから、平成 18 年度に壮瞥町公共施設維持補修 10 力年計画を策定、平成 22 年度にも見直しを加え、将来的な維持管理負担に係る全体像を把握し、財政負担の軽減、平準化を図りながら維持修繕を行ってきました。しかし、緊急性の高い施設の整備や大規模修繕等を優先せざるを得ない状況もあり、危険を伴わない箇所の維持補修などは先送りし、限られた財源の中では必ずしも全てが計画どおりに進んでいない現状もあります。そのため、施設の劣化を防ぐ予防保全的な維持補修を行い、長寿寿命に努めていく観点から、現在行っている（仮称）壮瞥町公共施設等総合管理計画の策定作業に関連づけて今後も維持補修費の全体像の把握と計画的執行に努めていく考えです。

次に、2 点目についてですが、公共施設はおのこの施設が異なった性格を有していることを踏まえ、今後も専門性を持つ各所管課において活用促進や利便性、機能向上に取り組んでまいりますが、その一方で平成 25 年度に庁内横断的なプロジェクトチームにより、所管課をまたがる公共施設の機能再編及び施設や跡地の活用案をまとめた壮瞥町定住促進・公共施設有効活用計画を策定、執行するなど、全庁的な視点に立った効率性の追求にも取り組んでいく考えです。

3 点目の施設整備についても基本的な考え方は同様ですが、財政状況も勘案し、事業費の平準化と有利な財源確保に努め、計画性を持って対応していく考えであります。

これらの考えに共通することは、現行の施設を全て現状のまま維持していくということではなく、今後も存続、利活用していく施設と統廃合、機能再編していく施設の間でメリハリをつけ、前者においては長く安定的に活用していくための計画的な維持管理と利活用に向けた積極的な投資を行い、後者については次世代へ過度な負担を残さず、身の丈に合った良質な公共施設を引き継いでいくことが重要と考えており、今後も選択と集中を進め、少ない経費でより大きな効果を創出できるよう取り組んでまいりますので、議員の一層の

ご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、ご答弁といたします。

○議長（松本 勉君） 4 番、森太郎君。

○4 番（森 太郎君） 公共施設の維持管理についてですが、このことは全国的問題としてこれから地方公共団体にとっては最大の政策課題の一つになってくるだろうと言われております。

1 点目の答弁の中では、平成 18 年から公共施設維持補修 10 カ年計画を策定し、維持修繕を行ってきているということですが、現実的には所管課における政策的新規事業が優先され、余り成果が見えにくい多くの維持修繕が後回しにされていると。後日に大々的な修繕工事が発生して、結果財政負担が増大しているのではないかと考えられてなりません。例えば 26 年に実施された農業改善センター工事ですが、これは一千五百五十万何がしですが、それと 27 年度には久保内小学校工事で 7,754 万ということでございます。これは、壁の塗りかえも多分あると思いますが、大きくは屋根のトタンのふきかえが含まれておりまして、これはトタンの定期的なメンテナンス、塗りかえを定期的に行っていれば 20 年ぐらいいはもっていたのだろうと思われます。塗りかえだけで済めば金額もこのように大きく膨らまなかったのではないかと考えられます。ですから、これからの公共施設の投資は修繕と更新を計画的にバランスよく進めていく必要があると思うわけでございます。答弁では、これまでは維持補修が先送りされ十分でなかったもので、施設の長寿命化の観点から 28 年度事業で実施している壮瞥町公共施設等総合管理計画に関連づけて維持補修費の全体像の把握と計画的執行に努めていくということですが、まず 1 点目お伺いしたいと思ひます。この管理計画の対象となる施設の範囲と計画におけるまとめの方向性、内容についてお伺いいたします。

○議長（松本 勉君） 答弁、税務財政課長。

○税務財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

公共施設等総合管理計画の対象となる施設の範囲についてでございますけれども、一般的に箱物と言われる建築物はもちろんですけれども、そのほかに道路、橋梁などのインフラ施設も含まれまして、そのほかにも上下水道も含む計画となっております。

それから、この計画の内容についてですけれども、こちらは平成 26 年 4 月に総務省から出された計画策定に当たっての指針で示されておりますけれども、何項目かあるのですけれども、例えば公共施設の現状把握及び将来の見通しですとか、あとは人口の見通し、それから公共施設の更新に係る中長期的な経費及び充当可能な財源見込みですとか、あとは公共施設の現状や課題に関する基本認識についてですとか、最後に公共施設の総合的な管理に関する基本的な考え方を盛り込む予定となっております。

最後のまとめの方向性につきましては、現在計画を策定中でございまして、最終的にどうなるか、まだはつきりわかりませんが、基本的にこの計画につきましては公共施設の現状と将来の見通しを検証して今後どう管理していくかという計画でございますので、点検ですとか維持管理、長寿命化ですとか統廃合についての実施方針の何項目かについて

まとめて記載することになると思いますけれども、町の基本的な考え方といたしましては各施設について定期的に点検、調査を行いまして、例えば人口1人当たりの床面積ですとか建築年度別の状況、あとは人口の推移だったり施設の整備状況ですとか運営状況、利用率、公共施設が持つ意義等々を検証して今後も継続して使う施設につきましては保全的な補修を計画的に行って施設の長寿命化を推進していきたい。そして、継続して使う可能性の低い施設などにつきましては、統合ですとか廃止を含めて検討していきたいというような考え方を示すことになると思っております。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） この計画については、まだ作業途中だということで、今の答弁で了解いたしました。

それで次に、施設管理についての考え方ですが、先ほど申し上げたように所管課においてはどうしても政策的目玉事業の新規事業が優先されるということで、これは所管課としてもやむを得ないことなのかなということは理解するところでございます。ただ、この維持管理まで所管課が行うということは、どうしてもそういう新しい目玉事業のほうに結果的には目が行ってしまって、なかなか改善されないといえますか、悪循環につながっていくのではないかと思います。

そこで、これはいろんな条件整備はあると思うのですが、公共施設を一元管理するというか、維持管理だけを専門にする所管を設けてはどうかということでございます。これは、財政的な制約も当然あると思うのですが、ただ維持管理することが目的という、担当課になればそれを計画的に財源の限られた範囲の中で管理していくのかなという思いで、その辺について考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、副町長。

○副町長（杉村治男君） 2点目の所管課の考え方で一元管理できないかということでありますので、私のほうからご答弁させていただきますが、これまで過去に施設管理課というような課を設置して、一定施設の維持管理を一手に担っていたということもあったように記憶しておりますが、現状においてはそういった形ではなく、今現在指定管理者制度というものも組み入れて各種事業を行っている中では現行のそれぞれの課で対応しているというのが実態であります。その中で、今ご指摘というかご提案ありました一元管理に向けて所管課をつくってはどうかということでありますが、現状ではこの検討の中で課長職のプロジェクトをつくって横断的に意見を出し合いながら公共施設のあり方について検討しているということを踏まえていけば、今々すぐ一元管理に向けての施設管理課というような形で持っていくことは、現状ではいかがなものかなということでありまして、いましばらくはこの体制で指定管理の部分ですとか、それぞれ所管課が対応しなければいけない専門的な施設等もありますので、そういったことを勘案しながら今後の検討の一つにはさせていただきますが、現状では今の体制でいましばらくは続けていきたいなということで考

えております。そういったことでご理解をいただければと思います。

○議長（松本 勉君） 4 番、森太郎君。

○4 番（森 太郎君） 今の答弁ですけれども、たしか施設管理課があったというのは私も記憶しております。ただ、その場合、たしか施設は特定のものに限られて、全庁的な、要は横断的な全施設を管理していたのではなかったという認識をしております。ただ、これは町側の組織機構のあり方もあると思うので、その部分についてはそういう考え方をすれば効率的な管理ができるのではないかとということで、機会があればこれは検討していただきたいと思っております。

次に、3 点目に移らせていただきます。これは、先ほどの 1 点目に関しての答弁の中でもちょっと触れていたと思いますけれども、施設を維持、継続していくというためには施設運営の検証が不可欠であろうということで、これはその辺の検証については管理計画の中でもやっていくということではおっしゃったのですが、これはやはり今ですから、施設の評価というか、施設運営の管理評価をきちっと維持管理上の手続の中で決めていくといえますか、そういう形をとったほうがより施設の地域における役割というのがはっきりしてくるのかなと、そういう思いがします。そういう形で、その運営管理評価を行っていく考え方はどうなのかという部分について伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、税務財政課長。

○税務財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおり、施設を継続して維持していくためには定期的な点検ですとか検証、管理が必要だと思っております。これまではそういったことをせずに、壊れて初めて気づいて修繕するということの繰り返しでしたけれども、公共施設等総合管理計画におきましてもその辺の基本的な考え方は示すこととなっておりますし、やはり経費的、費用的な部分を考慮しても定期的に保全的な修繕、補修をすることで施設の長寿命化は図っていけるものと思っておりますので、所管課と連携して適切な管理、評価を行っていければと思っております。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 4 番、森太郎君。

○4 番（森 太郎君） ただいまの答弁でその部分については理解いたしました。

次に、答弁の 2 点目の地域振興につなげるための活用化策の考え方ということでございますけれども、専門性を持つ各所管課が活用促進、利便性、機能向上に取り組み、庁内横断的なプロジェクトチームにより施設の機能再編と活用を検討し、これは 25 年だったと思うのですが、壮瞥町定住促進公共施設有効活用計画を策定し、全庁的視点で効率性の追求に取り組まれるということですが、お聞きしたかったのは既存の公共施設を所管外の部署が活用して地域振興につなげていくような、そのような取り組みができないかということです。例えば、これは以前、何年だったかちょっと私も覚えていないのですが、当時の農業振興策の一つとして農業実習生受け入れのために宿泊施設の確保が必要になったと。

その際、同僚議員から町に申し入れをしたのですが、協議した経緯があった結果、不調に終わったと。ほかの施設で何とか対応したということでした。そのときの原因の一つとしては、組織の縦割りの壁もあったのではないかと考えられますが、所管ごとの意見をどのような形で今後調整していかれると考えておられるか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

まず、所管ごとの意見をどのような形で調整していくかということでございますが、公共施設における個々の意見、要望等について、所管課のみでの対応ではなく、先ほども答弁で申したとおり庁内において横断的な情報共有を行って、町の施設のあり方としてどのようなかという形で検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 4 番、森太郎君。

○4 番（森 太郎君） 調整について、そういう形でやはり課長会議ですとか、そういう情報共有をした上で話し合いの中でのプロジェクトではないのでしょうかけれども、情報のやりとりをしながら対応していくという、それしかないのだろうなということは思うのですが、それは仕方がないのかなと。ただ、私が思うのに、町内の公共施設のうち積極的活用につながっていない施設が多くあるのではないのかなと。その利用率、稼働状況についてどのような把握をされているか。例えば森と木の里センターですとか町民会館、それから壮瞥町事務センター、それからほっとピアザ、それから図書館の分室、それから紫明苑ですね、その辺についての実態という部分についてお聞きしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ただいまご質問にありました積極的活用につながっていない施設、何施設か挙げられたかというふうに思います。その中で森と木の里センター、これは展望台以外の部分でございますが、一応平成 26 年、27 年等の実績等がございます。例えば 26 年度でありますと、営業日数 184 日に対して実質 72 日の稼働と。これでいきますと 39%程度の稼働率がございます。また、27 年度は 184 日に対して 89 日の稼働、これは 48.3%、かなり数字が上がっています。前年度対比約 10%近く上がっていると。これは、アニメで森と木の里センターが放映されて、その部分でかなり稼働が上がっていたというふうに承知してございます。また、町民会館のほうは、やはりある程度機能移転とか等を進めて実質使っている団体等が少なくなってきたのかなというふうには存じておりますけれども、大体年間 26 年も 27 年も 90 日前後でございまして、25%前後の稼働率と。また、図書分室に関しましては基本的に、ここは特定の限定された方々、図書の専門書とかそういうものを調べるとか、そういう形で使われているのかなというふうに存じ上げてございますが、年間 250 日前後に対して 50 日前後、大体 20%程度。また、ほっとピアザにつきましては大体 100 日前後の稼働率があって、30%程度の利用率と。それと、紫明苑に関しましては、これは開館日云々という形でございませんで、所管課のほうに確認はしまし

たけれども、いろいろと山美湖大学とか、あとはお茶の会とか、そういう形で多少そういう需要があるときに活用されているのかなというふうに思っています。また、合同事務センターにつきましては、毎年年間の賃借契約をして、全面積の大体 45%程度を貸し出しをしているという形の状況でございます。今ご質問あった中でいけばこういう状況で、積極的につながっていないという施設であれば大体 30%弱ぐらいが稼働、そのぐらいの稼働なのかなというふうに把握しているところでございます。

○議長（松本 勉君） 4 番、森太郎君。

○4 番（森 太郎君） 活用効率の悪い施設、この部分についてはそれぞれ弱点といいますか、不足する部分は多分あると思うので、そういう弱点の部分をどういう形で補って機能強化を図っていくかと、そういう視点を持って積極的な活用につながるような対策をとっていただければと思います。

それで、3 点目に移らせていただきます。3 点目の今後の施設整備の考え方について今後も存続、利活用していく施設と、それから統廃合、それから機能再編していく施設としてメリハリをつけ、計画的維持管理と利活用に向けた投資、次世代への過度な負担を残さないで良質な施設を引き継いでいく選択と集中を進めていくということですが、この選択と集中の部分でございすけれども、これは1 点目とも多分ダブってくると思うのですが、これをどのような手続の中で進めていこうと考えておられるかをお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、企画調整課長。

○企画調整課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

選択と集中の判断をどのような手続の中でということでございますが、先ほど来から出ております定住促進公共施設有効活用計画というものの策定作業というのがまさに選択と集中をテーマにした議論でございます。所管課だけで見ると、どうしても見方が場合によっては偏ってしまうケースもあったりするものですから、所管課だけの判断ではなくて、活用策の検討なんかを含め、多角的にみんなでいろんなことを考えていこうと。その上で存続をさせていくべきなのか、活用ないしは転用、そういったことができないかということも議論してまいりました。今後につきましても、基本的な考え方というのは同様でございます。横断的にいろんな視点でその施設を見て選択と集中という作業を行っていきたいと思いますし、前回もそうでしたが、当然それは役場の中で全てを決めてしまうのではなくて、素案をつくった上で議員の皆様にもご説明は当然いたしますし、住民の皆さんとの意見交換の場も設けて、そういう一定の手続を踏みながら作業を進めていくと、そういうような考えでございますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（松本 勉君） 4 番、森太郎君。

○4 番（森 太郎君） その点については了解いたしました。

統廃合、機能再編の考え方でございますけれども、この際に問題になってくるのが旧施

設の処理があると思います。例えば廃止の方向性が出た場合にタイミングよくその施設の取り壊しを行わないでといいますか、先送りをした場合に後日の予算措置というのがよっぽど新しいプランが出ない限りは後日の対応が非常に難しくなってくるのではないのかなと思います。ですから、その辺の考え方について伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、企画調整課長。

○企画調整課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、そのタイミングというのが本当に重要でございまして、先ほどご質問の中にもございました、今全国の自治体の中でこの公共施設の存廃の問題というのが非常に大きいというお話がありましたが、それは当町においても同様でございます。共通しているのは、壊すということが決まって、壊したい、だけれども壊すお金がないから壊せない、だから残ってしまう、そういったことが非常に大きな問題として、共通の問題としてあるのかなというふうに理解をしています。ですから、当町の施設においても、本当に施設によりますが、高いものであれば壊すだけで数千万という負担が発生するものもございます。ですから、使わないからといって、おいそれと、では壊しましょうというふうにもなかなかいかない。それだけの財源を用意できない、そういう状況もございます。過去に本町で子育て応援住宅を建設いたしました、そこには古い町営住宅が建っていて、当然それは本来除却するためには町が単費でやるべきものではあるのですが、うまく理由づけが整理できて、子育て応援住宅の一連の工事の中で一体化してリンクさせてやることで、その除却費に対しても有利な財源を充当することができたと。それによって、大幅に自己負担を軽減できたと、そんなような事例もございます。やはりいつでも壊せるようにしておくということは大事なのですが、その上で、ではいつ壊すか、どのタイミングでどういう理由で壊すかというところが非常に重要になってくる。それによって財源を持ち出さずに済むかもしれないということを重要というふうに考えておりますので、そういった意味でのタイミングも見計らいながら今後もできる限り経費をかけずに壊すような、そういう形に進めていきたいというふうに思いますので、物によっては多少先送りせざるを得ないケースも出てくると思いますので、それについてもご了解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（松本 勉君） 4 番、森太郎君。

○4 番（森 太郎君） その辺については、やむを得ない部分もあるのかなということで理解いたします。

これは、最後のほうになってくるのですけれども、私なりの具体的活用に向けた機能強化策というか、ちょっと述べてみたいと思います。例えば壮警事務センターに宿泊室の充実を図り、農業関係ですとか観光事業者のためのシェアハウス機能を持った整備を図る考え方がないかということでございます。これは、当然関係者の意見の調整も必要だと思うのですけれども、以前にこういう話がありました。ワーキングホリデーという、これは国

際的な取り組みという形で、例えば観光地においては近年非常に外国人観光客がふえておられて、ただ外国語に対応する、例えば対応したいのだけれども、現状ではなかなか通訳ですとか、そういう方を雇うことができないと。ですから、そういう方のために情報発信して、そしてそういう方を一期間といいますか、時期限られると思うのですが、そういう活用ができないかということが実は相談があったのです。これでやっぱり一番問題になったのが宿泊場所。ですから、どの業種とは言いませんけれども、シェアハウスの施設を設置して、そこで地元でいろいろ活動していただくということであれば、事務センター自体かなり老朽化していると思うのですけれども、もともと宿舎として利用してきたということもありますので、現代風な内装の改善といいますか、そういうことを行えばそういうことが可能ではないのかなということで、その辺についての考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） これより昼食休憩といたします。午後の再開は午後１時といたします。

休憩 午後 〇時〇１分

再開 午後 １時〇〇分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

先ほどの質問は農業関係者や観光関係者のためのシェアハウス機能というご質問だったかというふうに存じ上げます。その中でよく昨今言われるようにワーキングホリデーとか、あとそれに対する民泊というのですか、全国的にそういう形で各地で展開されているという状況なのはお聞きしております。また、現状として本当に壮瞥でシェアハウス機能を望むという要望というかニーズがあるのかというのは、ちょっと私どもも承知していなかったというのが現状でございます。ただ、今合同事務センターにおきましては、毎年一部を貸し付け、対策させているという状況も踏まえていきますと、その中で現利用者と調整を踏まえた上でそういうような活用方法ができないかという検討はしていきたいというふうに考えますということでご理解いただければというふうに思います。

○議長（松本 勉君） ４番、森太郎君。

○４番（森 太郎君） たまたま私、壮瞥事務センターについて申し上げましたが、これはそこに限るわけではなくて、町内にある公共施設にそのような付加機能といいますか、シェアハウスのような宿泊できるような施設を設けることが人を呼び込むきっかけにもなってくるのかなという感じがします。

それで、先般実は、これは先ほど私が申し上げたのは国際的な視点でのワーキングホリデーだと思うのですが、これ道新に載っていたのですけれども、総務省の事業で都市部の大学生らが長期休暇などを利用して地方で働くふるさとワーキングホリデー、これは考え

方は同じなのですが、ただ総務省でやっているのは要は国内版ワーキングホリデーということなので、16年度中にそういうモデル事業としての希望を上げた自治体、そしてさらには17年度までに事業を行うという場合に補助をいただけると。ですから、それに関する費用負担があるというような記事も実は見たわけなのです。ですから、手っ取り早くは先ほど私事務センターという話はしましたが、そのほかにもそういう活用の可能性のあるところを、結局日中が余り活用していないようなところで活用の可能性のあるところで検討していただければと思います。

次に、これも私のアイデアといいますか考え方、一方的な考え方にはなるとは思うのですが、町内の入浴施設の部分で若干考えてみました。例えばほっとピアザですと、今宿泊機能は十分だとは思いますが、例えば団体が入ったときの入浴設備が不足していると。少数の人数が利用する施設というのはたしかあったはずなのですが、団体がもし入るとすれば、浴場がもうちょっと大規模なものでないとだめなのかなという考え方がいたします。

それと、これは以前の一般質問でやりとりしたかと思うのですが、例えば仲洞爺の来夢人の家の入浴施設に機能強化策としてサウナの設置ですとか露天風呂の設置、さらにはゆーあいの家の機能強化策としてやはりサウナや露天風呂の設置はできないかと。これは、若干機能強化という部分につながるかどうかは別にいたしましても、これも私以前の一般質問で聞いた部分はあるのですが、ゆーあいの家の名称について、きょうの町長の行政報告でも述べられていたように、北の湖の資料を寄贈いただいたと。ですから、この際北の湖温泉という形でゆーあいの家の名称、これはその名称つくことによって北の湖の名前というのが後世に残っていくのかなと。それがよくお話聞くのは、パークゴルフ場もそうなのなのですが、北の湖パークゴルフ場だとか北の湖温泉ですねというようなことがやはり指定管理者のほうから話もよく聞くわけなのですね。ですから、そういう部分での機能強化を図っていただくというような考え方があるかないかという部分をお聞きしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

4点ほどご質問があったかというふうに存じ上げます。ほっとピアザにつきましては以前、今のほっとピアザができる前、過去にロッジ等を併設して温泉施設があったということも聞いたことがございます。今現状としましては、議員おっしゃられるとおりユニットバスとシャワーがついているだけで、ただ少人数であればそういう形の使い回しはできるのでしょうか、原課のほうに聞きますと団体で宿泊されたとき、そのときには今現状としては施設内のユニットバスとか、あとプラスアルファ町内の温泉施設をうまく活用されて、ある程度満足していただけているのかなというふうには聞いてございます。ただ、公共施設有効活用計画でもスキー場の存廃も今後将来的にあるでしょうし、またほっとピアザのあり方としても今後そのスキー場と絡めて将来的にどういう形になるかというのを

検討するという形にもなってございますから、その時点でもやっぱり少なからず検討すべきなのかなというふうには思います。

また、来夢人の家、ゆーあいの家のサウナ等の設置等の機能強化でございますけれども、今現在来夢人の家にしてもゆーあいの家については指定管理者に運営を委託してございます。指定管理者とともにそのニーズですね、機能強化をすべきかどうかというか、まず入館される方のニーズ等も把握すべきなのかなというふうには考えてございます。また、仮にその要望が多いという形であれば、財政状況も踏まえて、また既存スペース、今の既存スペースの中にそういう形でおさまるかどうかという検討も当然必要になってくるでしょうから、その辺を考えていかなければいけないのかなというふうに考えてございます。

また、最後のゆーあいの家の名称として北の湖温泉のご提案というか、こういう形でもよろしいのではないのかというご質問でございますが、以前にもそのようなご質問等、提案等いただいていたというふうに認識してございます。今回広報9月号にも載せていただきましたけれども、今まで借用されていた遺品という形になりますけれども、その品々をきょうの行政報告でも申したとおり寄贈されたという形でございます。それら含めて、今後北の湖親方の奥様とお会いする機会が近々あるものですから、その辺も含めて、またご遺族の方ともいろいろとお話はできる機会があるかなというふうに思っておりますし、町としましても鋭意努力して検討させていただきたいなというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） これで最後にしたいと思うのですが、財政状況が年々厳しくなる中で何とか町が対応しているという部分については理解してございますけれども、公共施設有効活用計画の中でも述べられておりますように、今後の公共施設というのは地域資源としての施設の役割、あり方を明確にした上で、縦割りではなくて町の実態に即した視点からの施設整備を進めていただきたいと思います。その辺で理事者の考え方をお聞きして締めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 公共施設の今後の活用についてのご答弁をさせていただきたいというふうに思います。

議員ご承知のとおり、壮瞥町には各地域に公共施設が点在をしておりますけれども、やはりその時代、時代に応じて住民の皆さんの必要に応じて公共施設の設置をしてきたというふうに存じているわけですが、やはりこうして今人口減少が進んでいる中でどういった施設が必要なのかということ公共施設有効活用計画の中でも調査をし、そのニーズ等も踏まえながら集約、機能移転等も今取り組んでいるところでもございますので、やはりうちの町に合った公共施設、住民ニーズに合った公共施設、そして人口規模に合った公共施設の設置の数等についても、今プロジェクトの中でもいろいろと検討をしているところでもございますので、今後についてもこのプロジェクトの中で将来に残すもの、ある

いはこれから活用していくもの、そして機能移転して集約を図っていくもの、それぞれ検討させていただきたいというように思っております。いずれにいたしましても、町民の皆さんが有効に活用できるような公共施設の設置、また存続にも検討させていただければというように思っております

○議長（松本 勉君） これにて一般質問を終結いたします。

◎議案第 58 号ないし議案第 69 号及び報告第 3 号

○議長（松本 勉君） 日程第 7、議案第 58 号ないし第 69 号及び報告第 3 号を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤秀敏君） 平成 28 年第 3 回定例会に当たり提出いたします議件は、議案第 58 号から議案第 69 号までの 12 件、報告第 3 号の 1 件、合計 13 件であります。この提出議案の内容、人事案件についてご説明を申し上げます。

議案第 58 号 教育委員会教育長の任命についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、引き続き現教育長の田鍋敏也氏を壮瞥町教育委員会教育長に選任いたしたく、本議会の同意を求めるものであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成 26 年 6 月に公布され、平成 27 年 4 月から施行されております。現教育委員会教育委員長の任期が平成 28 年 9 月 30 日となっていることを踏まえ、平成 28 年 10 月 1 日から法改正後の新体制に移行すべきと考えたところであり、同氏にはこれまで本町教育行政の適正な執行に努めていただいております。当町の教育長として適任と判断しております。議員各位のご同意をお願い申し上げます。

なお、別添に履歴書を配付してございますので、後ほどご照覧ください。

議案第 59 号 教育委員会委員の任命についてであります。

現委員の成澤敏勇氏は、平成 24 年 10 月 4 日から教育委員として教育の振興にご尽力をいただいておりますが、平成 28 年 10 月 3 日をもって任期満了となります。そのため引き続き同氏を教育委員として選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により本議会の同意を求めるものであります。

成澤氏は、教育委員就任後精力的に教育行政の適正な執行にご尽力いただいておりますので、当町の教育委員として適任と判断しておりますので、議員各位のご同意をお願いを申し上げ、なお別添に履歴書を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

以上、提案説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（松本 勉君） 副町長。

○副町長（杉村治男君） 引き続き議案の説明をいたします。

議案第 60 号 壮瞥町表彰条例に基づく表彰について。

壮瞥町表彰条例に基づき、下記の者を表彰したいので、同条例第 4 条の規定により議会の同意を求める。

毎年 11 月 3 日の文化の日に、本町の自治振興を促進することを目的として、町勢の発展に貢献、または町民の模範と認められる行為があった個人、団体の表彰を行っておりますが、壮瞥町表彰条例第 4 条の規定に基づき被表彰者の決定について本議会の同意を求めるものであります。

被表彰者につきましては、さきに開催されました表彰審議会から答申を受けております貢献表彰、自治に関するものとしまして穴戸聰夫氏、選挙管理委員会委員として選挙の公正かつ適正な管理執行に尽力した。飯尾良政氏、固定資産評価審査委員会委員として多年にわたり町勢の進展に寄与した。田中俊幸氏、消防団員として多年 30 年にわたり民生の安定に貢献した。田縁政文氏、消防団員として多年 20 年にわたり民生の安定に貢献された方として以上 4 名の方。それから、社会事業に関するものとして室鈴子氏、民生委員、児童委員として多年 12 年にわたり地域の福祉に貢献した。高野律雄氏、民生委員、児童委員として多年 12 年にわたり地域の福祉に貢献された 2 名の方。教育・文化・体育に関するものとして菅原公氏、文化団体フラ愛の会を創設し、愛好者の育成等、町の文化振興に貢献した。読み聞かせボランティア「ひだまりの会」創設以来、町内各所で読み聞かせを行うなど町の読書推進に貢献したとしまして 1 名 1 団体の計 7 名 1 団体の方々を対象としております。なお、参考までに、議決事項ではございませんが、感謝状の永年在住功労者として 22 名、栄誉をたたえての該当に現時点で 8 名の方を予定してございます。その方々の一覧も後ほどごらんいただきたいと思います。

議案第 61 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成 28 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 3 号）。

平成 28 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 39 億 8,966 万 3,000 円に歳入歳出それぞれ 130 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39 億 9,096 万 3,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分は、平成 28 年 8 月 2 日となります。

事項別明細書、歳出から説明をします。10 ページです。教育費、中学校費、教育振興費で 130 万円の追加となります。中学校教育振興事業の中体連参加活動補助金となります。

7月29日から3日間、旭川市で開催された全道中体連バドミントン大会において男子団体とダブルスで優勝、女子シングルスとダブルスで3位入賞となり、8月の17日から3日間、石川県金沢市で開催される全国中学校バドミントン大会に参加するための選手8名、引率2名、外部コーチ1名分の旅費等の計上となります。

歳入では、地方交付税で130万円の追加となります。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略をします。

議案第62号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成28年度壮瞥町一般会計補正予算（第4号）。

平成28年度壮瞥町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額39億9,096万3,000円に歳入歳出それぞれ663万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億9,759万3,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分は、平成28年8月17日であります。

こちら事項別明細書、歳出から説明をします。16ページです。災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、道路橋梁河川災害復旧費で224万円の追加となります。こちらは、8月17日に本道に接近、上陸した台風7号による大雨災害の対応分となります。町道上久保内蟠溪線ほか13路線の路盤修繕や土砂処理等に要する経費計上となります。

農林水産施設災害復旧費、農林水産災害復旧費で439万円の追加となります。上久保内地区農業用排水路の土砂上げと東湖畔林道等で路盤洗掘等の復旧に要する経費計上となります。

歳入では、地方交付税で663万円の追加となります。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

議案第63号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成 28 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 5 号）。

平成 28 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 39 億 9,759 万 3,000 円に歳入歳出それぞれ 3,074 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40 億 2,833 万 6,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分は、平成 28 年 8 月 31 日となります。

こちらは、いずれも 8 月 30 日に本道に接近した台風 10 号による暴風雨災害の対応分となります。

事項別明細書、歳出から説明をします。ページ 17—6 になります。災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、道路橋梁河川災害復旧費で 900 万円の追加となります。町道上久保内蟠溪線ほか 6 路線の路盤修繕や路肩修繕として 200 万円の計上及び町道上久保内蟠溪線ほか 25 路線の倒木処理、側溝の土砂上げ並びに河川の整備に要する経費として 700 万円の計上となります。

農林水産施設災害復旧費、農林水産災害復旧費で 1,161 万円の追加となります。幸内、ガラスハウスの修繕として 11 万円の計上、上久保内地区及び南久保内地区の農業用排水路の土砂上げと倒木処理並びに東湖畔駒別林道の路盤洗掘や倒木処理等に要する経費として 1,150 万円の計上となります。

文教施設災害復旧費で 240 万円の追加となります。久保内の小学校、中学校、壮瞥高校の敷地内及び紫明苑内の倒木処理等に要する経費計上となります。

その他公共施設・公用施設災害復旧費で 773 万 3,000 円の追加となります。弁景 54 年泉源の受電電柱倒伏による取りかえ及び森と木の里センター物置の修繕に要する経費として 109 万 3,000 円の計上、地域情報通信基盤施設の上久保内蟠溪線の I R U 電柱の立てかえと光ケーブルの張り直し及び弁景地区での I R U 光ケーブル切断による張り直し、そのほかパークゴルフ場の周辺や久保内団地周辺、久保内ふれあいセンターの周辺、壮瞥温泉火山遺構公園の周辺及びサンパレス駐車場裏など町有地等の倒木処理の経費、また 2 日間にわたる停電に伴い壮瞥デジタルテレビ中継局の発電機監視手数料などを含め 624 万円の計上、それから国道 453 号上久保内地区での行政情報システム、光ケーブル電柱の傾きによる一時撤去と設置に係る経費として 40 万円の計上となります。

歳入では、ページ 17—5 となりますが、地方交付税で 3,074 万 3,000 円の追加となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲ですので、説明は省略をします。

議案第 64 号 平成 28 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 6 号）について。

平成 28 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額40億2,833万6,000円に歳入歳出それぞれ7,313万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億146万9,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

こちら事項別明細書、歳出から説明をします。26ページになります。総務費、総務管理費、防災諸費で20万円の追加となります。コミュニティーFM久保内中継局アンテナに立ち木の枝がかぶさり、破損する危険性が高いことから支障木伐採経費の計上となります。財源内訳では、平成27年度ふるさと応援寄附金を充当しております。

財産管理費で20万円の追加となります。道道洞爺公園洞爺線の改良工事に伴う国道453号の線形改良工事に係る支障物件の便所除却工事費の計上となります。財源内訳では、過疎債ソフト事業のうち町有地活用事業で180万円の減額となった整理、また平成27年度ふるさと応援寄附金32万円の充当、国道453号蟠溪2工区改良工事に伴う支障物件の補償費が434万8,368円に確定したことにより250万円の充当を行ったことに伴い一般財源を整理しております。

財政費、財政調整基金費で1億2,896万8,000円の追加となります。前年度繰越金の積立金となります。

国鉄胆振線代替輸送確保基金費で73万3,000円の追加となります。道道洞爺公園洞爺線の改良工事に伴う国道453号線形改良工事に係るバス待合所の撤去移転が発生し、補償費が150万3,000円となりますが、今年度実施する撤去費用80万円を差し引いた残額を基金に積み立てるものとなります。バス待合所の設置は、改良工事後の平成30年度末ころを予定しております。

27ページの企画費になりますが、344万2,000円の追加となります。行政情報システム運用管理事業では保健センター改修工事に伴うネットワーク移設に要する経費の追加と北海道自治体行政システムクラウドの平成28年度構築分の金額確定に伴う追加計上となります。定住促進まちづくり推進事業では新たに地域おこし協力隊の募集を進めるため1名分の賃金等の経費計上と空き家改修整備補助金として当初予算で100万円を計上していましたが、既に3件、89万9,000円の申し込みがあり、今後も3件程度の申し込みが予想されていることから追加で計上するものとなります。財源内訳では、西いぶり広域連合電算システムに係るマイナンバー制度システム整備補助金が決定したことによる整理となります。

胆振線代替輸送業務費で80万円の追加となります。道道洞爺公園洞爺線改良工事に伴う国道453号線形改良工事においてバス待合所が支障となり、撤去に要する経費計上となります。

民生費、社会福祉費、乳幼児医療費では、財源区分の変更で平成27年度ふるさと応援寄附金500万円の充当による整理となります。

後期高齢者医療費で 408 万 2,000 円の減額となります。療養給付費負担金では平成 27 年度負担金確定による減額を、事務費繰出金では平成 27 年度事務費負担金額確定による減額の整理を行うものとなります。

児童福祉費、児童措置費では、財源区分の変更で平成 27 年度ふるさと応援寄附金 105 万 3,000 円の充当による整理となります。

28 ページ、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費で 223 万 9,000 円の追加となります。保健センター管理経費では、事務所移転に伴う電話機器の移設等に係る経費と事務所カウンター等の備品購入経費の計上となります。財源区分では、保健センター屋根ふきかえ・外壁塗装事業と改良事業について、起債申請額の増額により整理を行うものとなります。

温泉管理費で 7,210 万円の減額となります。地熱エネルギー維持管理経費では、蟠溪 H 2 泉源のコンプレッサーの老朽化や仲洞爺泉源バルブ不良に伴う修繕経費の計上と新たに 1 件の給湯申請があった蟠溪温泉給湯管設置工事に係る経費を計上しております。

農林水産業費、農業費、農業振興費で 23 万 7,000 円の追加となります。一般農政事業では、農業経営改善計画作成書類の確認、指導等に要する人夫賃の計上と不要動産売り払いに係るインターネット公売取り扱い手数料の経費計上となります。財源内訳では、平成 27 年度ふるさと応援寄附金 112 万円の充当による整理となります。

農地費で 100 万円の追加となります。道営土地改良事業の幸内、弁景地区の事業費増加に伴う地元負担分の増加経費の計上となります。財源内訳では、北海道が平成 27 年度まで地元負担の軽減措置として実施してきました上乗せ補助が平成 28 年度から 5 年間実施することが決定したことによる道補助金の追加と起債額の整理となります。

商工費、観光費では、財源区分の変更となります。平成 27 年度ふるさと応援寄附金 63 万円の充当と次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金 103 万 5,000 円について、年度内に交付することが困難である旨の申し出による整理となります。

土木費、道路橋梁費、道路新設改良費では、財源区分の変更となります。町道滝之町中島 1 号線道路整備事業について、社会資本整備総合交付金の減額に伴う補助金と起債額の整理となります。

29 ページ、水道費で 286 万円の追加となります。簡易水道事業特別会計への繰出金となりますが、仲洞爺第 1 取水井と滝之町第 2 取水井の予備取水用ポンプの購入及び滝之町配水管の修繕機材の購入並びに近年把握している水道漏水修繕に対応するための経費計上となります。

下水道費で 400 万円の追加となります。集落排水事業特別会計への繰出金となりますが、本年 1 月に国、総務省から通知があり、地方公営企業法に基づいた経営戦略、現状の把握、投資資産の整理、投資財源計画の策定、業務財務分析、改善方策などの策定が求められたことから、業務委託に係る経費計上となります。

住宅費、住宅管理費で 45 万円の追加となります。町営住宅維持管理事業となりますが、設置されているボイラーの故障交換が多く発生しており、今後の故障交換に対応する経費

計上となります。

教育費、小学校費、学校管理費で 70 万円の減額となります。スクールバス運行事業となりますが、スクールバス購入に係る入札執行減の整理となります。財源内訳では、へき地児童生徒援助費等補助金決定による追加と起債額の整理となります。

中学校費、学校管理費で 300 万円の追加となります。壮瞥中学校に設置の地下タンクは、本年 12 月で設置から 40 年が経過いたします。消防法の改正に伴い、延命化修繕を実施しなければ使用不可となることが判明したことから、修繕経費の計上となります。

諸支出金、諸費、国、道支出金返納金で 188 万 6,000 円の追加となります。平成 27 年度障害者の自立支援給付費の国費、道費及び医療費の国費、道費並びに障害児の施設給付費の国費、道費がそれぞれ確定したことにより返納が必要となるための経費の計上となります。

次に、歳入になります。24 ページです。歳入では、地方交付税で 593 万 7,000 円の追加となります。国庫支出金、国庫補助金、総務費補助金で 98 万 4,000 円の追加となります。マイナンバー制度に係るシステム整備補助金となります。

土木費補助金で 480 万円の減額となります。滝之町中島 1 号線道路整備事業に係る社会資本整備総合交付金となります。

教育費補助金で 234 万円の追加となります。スクールバス購入事業に係る補助金決定によります。

道支出金、道負担金、民生費負担金で 3 万 1,000 円の追加となります。平成 27 年度の実績により障害者の自立支援、補装具費分として追加交付されたものとなります。

道補助金、農林水産業費補助金で 1,000 万円の追加となります。道営土地改良事業に係る地元負担軽減措置に伴う農業競争力基盤強化特別対策事業補助金となります。

財産収入、財産売払収入、不動産売払収入で 194 万 8,000 円の追加となります。国道 453 号蟠溪 2 工区改良工事に伴う土地売り払い等として土地の面積が 92.16 平米、52 万 3,231 円、道道洞爺公園洞爺線改良工事に係る国道 453 号線形改良に伴う土地売り払い等として土地が 163.07 平米、142 万 4,945 円となります。

25 ページ、繰入金、基金繰入金、国際交流基金繰入金で 11 万円の減額となります。平成 27 年度ふるさと応援寄附金の財源充実に伴う整理となります。ふるさと応援基金繰入金で 843 万 3,000 円の追加となります。内訳としましては、防災諸費に 20 万円、財産管理費に 32 万円、乳幼児医療費に 500 万円、児童措置費に 105 万 3,000 円、農業振興費に 112 万円、観光費に 63 万円、国際交流費に 11 万円となります。

諸収入、雑入で 3,732 万 3,000 円の減額となります。地熱資源開発調査事業費助成金として蟠溪地区の事業終結により 7,000 万円の減額、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金 103 万 5,000 円の減額、国道及び道道の改良工事に伴う移転補償費 588 万 1,000 円の追加、市町村職員退職手当組合精算還付金として平成 25 年度から平成 27 年度の 3 年分であります。2,783 万 1,000 円の追加となります。

町債の総務債で 180 万円の減額となります。町有地活用事業分となります。

衛生債で 340 万円の減額となります。保健センター屋根ふきかえ・外壁塗装事業及び保健センター改修事業の起債額の整理となります。

農林水産業債で 900 万円の減額となります。道営土地改良事業分となります。

土木債で 480 万円の追加となります。町道滝之町中島 1 号線道路整備事業分となります。

教育債で 360 万円の減額となります。スクールバス購入事業分となります。

臨時財政対策債で 2,964 万 6,000 円の減額となります。7 月の普通交付税算定により発行可能額が 8,335 万 4,000 円に確定したことによります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲ですので、説明は省略をします。

21 ページの第 2 表、地方債補正につきましては、変更となりますが、町有地活用事業、限度額 250 万円を 70 万円に、保健センター屋根ふきかえ・外壁塗装事業、限度額 1,590 万円を 1,050 万円に、保健センター改修事業、限度額 510 万円を 710 万円に、道営土地改良事業、限度額 2,870 万円を 1,970 万円に、町道滝之町中島 1 号線道路整備事業、限度額 730 万円を 1,210 万円に、スクールバス購入事業、限度額 720 万円を 360 万円に、臨時財政対策債、限度額 1 億 1,300 万円を 8,335 万 4,000 円にするものとなります。

議案第 65 号 平成 28 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について。

平成 28 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 4,340 万円に歳入歳出それぞれ 42 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,382 万 1,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

こちら事項別明細書、歳出から説明をします。34 ページです。納付金、後期高齢者医療納付金で 42 万 1,000 円の追加となります。平成 27 年度繰越金の整理と後期の広域連合への負担金等の額の確定によるものとなります。

歳入では、繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金で 27 万 1,000 円の減額となります。平成 27 年度事務費負担金額確定による整理となります。

繰越金で 69 万 2,000 円の追加となります。前年度の繰越金の整理となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲ですので、説明は省略をします。

議案第 66 号 平成 28 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)について。

平成 28 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 3 億 2,660 万円に歳入歳出それぞれ 1,550 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 4,210 万 1,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

こちらでも事項別明細書、歳出から説明をします。40 ページ、総務費、総務管理費、一般管理費で 92 万 7,000 円の追加となります。地域介護福祉空間整備促進補助金となりますが、社会福祉法人の介護支援ベッドシステム導入に要する国の 10 分の 10 の補助金として上限額の計上となります。

基金積立金で 166 万 3,000 円の追加となります。基金積立金として前年度の繰越金 1,457 万 4,000 円から社会保険診療報酬支払基金交付金と国費、道費負担金との返還金 1,291 万 3,919 円を差し引いた残額を基金に積み立てているものとなります。

諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金で 1,291 万 1,000 円の追加となります。平成 27 年度の国、道及び支払基金への介護給付費負担金等についてそれぞれ額が確定したことに伴い、返還に要する計上となります。

39 ページの歳入では、国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金で 92 万 7,000 円の追加となります。地域介護福祉空間整備推進補助金となります。

繰越金で 1,457 万 4,000 円の追加となります。前年度の繰越金となります。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲ですので、説明は省略をします。

議案第 67 号 平成 28 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について。

平成 28 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 1 億 3,801 万 2,000 円に歳入歳出それぞれ 286 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4,087 万 2,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

こちらでも事項別明細書、歳出から説明をします。45 ページ、総務費、総務管理費、維持費で 286 万円の追加となります。維持費で 6 月に仲洞爺第 1 取水井と滝之町の第 2 取水井に設置の取水ポンプ等の故障により予備ポンプにて対応しているため、今後の不測の事態に備えるための予備ポンプと水道本管漏水対応機材の購入に係る経費、あわせて増加傾向にあります水道管の漏水対応に係る今後 3 回から 4 回分に相当する修繕経費 100 万円の追加計上となります。

歳入では、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 286 万円の追加となります。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲ですので、説明は省略をします。

議案第 68 号 平成 28 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について。

平成 28 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 2 億 1,960 万円に歳入歳出それぞれ 400 万円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,360万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明をします。50ページです。集落排水事業費、集落排水総務管理費、集落排水一般管理費で400万円の追加となります。農業集落排水事業の経営戦略策定に要する経費計上となります。

本年1月に国、総務省から通知があり、地方公営企業の健全な運営を行う上で中長期的な経営の基本計画である経営戦略の策定が求められました。これは、平成29年度以降の地方交付税算定に反映されるため、本年度中の策定が必要となり、策定に要する経費は特別交付税に措置されることとなっております。

歳入では、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で400万円の追加となります。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲ですので、説明は省略をします。

○議長（松本 勉君） これより休憩といたします。再開は14時10分といたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時10分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

○副町長（杉村治男君） 議案第69号の説明の前に、済みません。先ほど説明してありました議案第64号の平成28年度壮瞥町一般会計補正予算（第6号）の説明の際、歳入で25ページです。財政調整基金繰入金と繰越金について説明が不足しておりましたので、改めて説明をさせていただきます。

財政調整基金繰入金で1,437万1,000円の追加、それと繰越金で1億1,396万8,000円の追加ということで説明が漏れておりましたので、訂正して説明とさせていただきます。申しわけございません。

では、議案第69号 平成27年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度壮瞥町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計、集落排水事業特別会計の歳入歳出決算を監査委員の意見を付して議会の認定を求める。

こちらは、地方自治法第233条第1項に基づき会計管理者から提出を受け、同法第233条第2項に基づき8月16日から8月19日までの4日間、本町監査委員の審査を受けたところであります。9月1日に監査委員から決算審査意見書の提出がありましたので、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見を付して議会の承認を求めるものとなります。

各会計ごとに決算の概要を申し上げます。55ページをごらんいただきたいと思います。

各会計の決算状況につきましては一般会計から集落排水事業特別会計までの6件について記載をされているとおりであります。一般会計につきましては、歳入決算額43億5,327万8,165円、歳出決算額42億1,563万821円、差し引き1億3,764万7,344円が次年度へ繰り越しとなります。翌年度への繰り越し事業に必要な財源を控除しました実質収支額は、57ページに記載のとおり1億2,896万8,000円となります。歳入予算に対する収入割合は61ページに記載のとおり98%、調定に対する収入割合は99.1%、歳出予算に対する執行率は63ページに記載のとおり95%となっております。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、歳入決算額が4億8,664万6,890円、歳出決算が4億6,035万4,622円、差し引きの2,629万2,268円が次年度へ繰り越しとなります。66ページにありますとおり、歳入予算に対する収入割合は101.2%、調定に対する収入割合は97.6%、歳出予算に対する執行率は95.8%となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計については、歳入決算4,192万9,032円、歳出決算4,123万6,732円、差し引きで69万2,300円が次年度へ繰り越しとなります。68ページに記載のとおりですが、予算に対する収入割合は91.6%、調定に対する収入割合は100%、歳出予算に対する執行率は90.1%であります。

次に、介護保険特別会計については、歳入決算が3億1,975万9,732円、歳出決算が3億518万4,246円、差し引きで1,457万5,486円が次年度へ繰り越しとなります。69ページに記載のとおり、歳入予算に対する収入割合は98.9%、調定に対する収入割合は99.6%、歳出予算に対する執行率は94.4%であります。

次に、簡易水道事業特別会計については、歳入決算1億5,653万3,908円、歳出決算1億5,600万1,441円、差し引き53万2,467円が次年度へ繰り越しとなります。70ページのとおりですが、歳入予算に対する収入割合は99.8%、調定に対する収入割合は98.8%、歳出予算に対する執行率は99.5%であります。

次に、集落排水事業特別会計については、歳入決算1億9,297万9,185円、歳出決算1億9,252万1,393円、差し引き45万7,792円が次年度へ繰り越しとなります。71ページのとおり、歳入予算に対する収入割合は98.9%、調定に対する収入割合は99.2%、歳出予算に対する執行率は98.7%となっております。

次に、財産の状況についてであります。平成27年度末の一般会計基金総額は、73ページになりますが、20億7,362万円。65ページになりますが、町債の残高が42億6,871万7,000円。75ページに財政力指数0.171、経常収支比率83.8%、実質公債費比率12.6%となっております。

あわせて平成27年度の壮瞥町一般会計予算の執行成果概要を配付しておりますので、こちらは後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、報告第3号 出資法人の経営状況について。

下記の法人の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

有限会社オロフレリゾートと有限会社壮瞥町リサイクルシステムの2件についてであります。

最初に、有限会社オロフレリゾートについては、平成13年9月13日に会社が設立され、平成16年12月17日から指定管理者としてスキー場と弁景地域間交流拠点施設の管理運営を行っております。平成27年度は、夏季においては施設及びキャンプ場で408名の利用があります。このほか、夏場の利用拡大として地域の農業者のご協力のもと大阪、兵庫、神奈川などの修学旅行の農家民泊事業に取り組み、8回、283名の高校生を受け入れております。冬季のスキー場運営は、82ページになります。降雪不足に加え、降雨による5日間の休業が発生するなど厳しい状況となっておりますが、営業日数は12月28日から3月13日までの72日間で、リフト輸送人員は7万2,121人、対前年比74.3%、リフト収入においては834万8,000円で対前年比92.1%となっており、当期利益は74万8,000円余りとなっております。なお、28年度の事業計画と予算の部分につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、有限会社壮瞥町リサイクルシステムについてであります。堆肥製造供給施設の運営会社として平成17年2月8日に設立をしております。27年度の堆肥生産量は、94ページになります。町が定める計画量1,620トンに対して1,154トン、達成率にして71%。内訳は、そうべつの恵で1,070トン、みんなのゆうきで84トンであります。販売量につきましては、計画量1,120トンに対して494トン、達成率にして44%となっております。その内訳は、そうべつの恵で404トン、みんなのゆうきで90トンでありました。販売金額では、町の歳入予算520万3,000円に対して実績で330万4,007円となっております。委託料の収支につきましては、予算額で2,386万円に対して決算額が2,380万8,600円、執行率にして99.8%となっております。27年度の純損益金として10万円ほどを計上しております。これは、機械の老朽化等に伴う修繕料の増加などが要因として考えられております。なお、28年度の事業計画と予算の部分につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上が今定例会に提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

以上で説明を終了します。

○議長（松本 勉君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（松本 勉君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

9月9日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 2時26分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

平成２８年壮瞥町議会第３回定例会会議録

○議事日程（第２号）

平成２８年９月９日（金曜日） 午前１０時００分開議

- 日程第 １ 会議録署名議員の指名
- 日程第 ２ 議案第５８号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第 ３ 議案第５９号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 ４ 議案第６０号 壮瞥町表彰条例に基づく表彰について
- 日程第 ５ 議案第６１号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 ６ 議案第６２号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 ７ 議案第６３号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 ８ 議案第６４号 平成２８年度壮瞥町一般会計補正予算（第６号）
について
- 日程第 ９ 議案第６５号 平成２８年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正
予算（第１号）について
- 日程第１０ 議案第６６号 平成２８年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算
（第１号）について
- 日程第１１ 議案第６７号 平成２８年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予
算（第２号）について
- 日程第１２ 議案第６８号 平成２８年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予
算（第２号）について
- 日程第１３ 議案第６９号 平成２７年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 日程第１４ 報告第 ３号 出資法人の経営状況について
- 日程第１５ 意見案第２号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実
・強化を求める意見書
- 日程第１６ 議員の派遣について

○出席議員（９名）

1 番	佐 藤	忖 君	2 番	菊 地	敏 法 君
3 番	毛 利	爾 君	4 番	森	太 郎 君
5 番	真 鍋	盛 男 君	6 番	加 藤	正 志 君
7 番	高 井	一 英 君	8 番	長 内	伸 一 君
9 番	松 本	勉 君			

○欠席議員（０名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した人

町	長	佐 藤 秀 敏 君
副 町	長	杉 村 治 男 君
教 育	長	田 鍋 敏 也 君
会計管理者	小	松 正 明 君
総務課長（兼）		作 田 宏 明 君
企画調整課長	庵	匡 君
税務財政課長	上 名	正 樹 君
住民福祉課長	小 林	一 也 君
経済環境課長（兼）	阿 部	正 一 君
商工観光課長	齊 藤	英 俊 君
建設課長	工 藤	正 彦 君
生涯学習課長	山 本	貴 浩 君
選管書記長（兼）	作 田	宏 明 君
農委事務局長（兼）	阿 部	正 一 君
監委事務局長（兼）	齋 藤	誠 士 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	齋 藤 誠 士 君
---------	-----------

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） これより本日の会議を開きます。
（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第１１６条の規定により、議長において
７番 高井一英君 ８番 長内伸一君
を指名いたします。

◎議案第５８号

○議長（松本 勉君） 日程第２、議案第５８号 教育委員会教育長の任命についてを議題
といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第５８号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第５８号 教育委員会教育長の任命については原案のとおり同意すること
に決定いたしました。

ただいま田鍋敏也君から発言を求められておりますので、これを許します。

○教育長（田鍋敏也君） 貴重なお時間を頂戴し、恐縮でございますが、一言ご挨拶を申
上げたいと思います。

まず、議案に同意をいただきましたことに感謝を申し上げます。

私は、これまで５年３カ月にわたり教育長を務めさせていただきました。この間、議員
の皆様、教育委員の皆様、そして教育委員会の事務局を初め町職員の皆さん、学校職員の
教職員の皆さんなど、多くの皆様のご理解とご協力を賜りましたことに重ねてお礼を申し
上げたいと思います。

本町の教育は、これから中学校の統合、新しい中学校づくり、高校の存続に向けた取り組みを本格化させていくなど大きな課題、テーマがある中で、10月から新教育委員会制度に移行し、教育長という立場で重責を担わせていただくこととなりますが、身の引き締まる思いであります。

教育は人づくりであり、地域づくりという基本という理念のもとで壮瞥町の教育大綱や諸計画に基づき、町長部局との連携をより密にしながら、微力ではございますけれども、人と地域が笑顔で輝き、自信を持って子育てをしたくなる教育の町壮瞥をつくってまいりたいと誠心誠意努力してまいる決意でありますので、どうぞよろしくお願いをいたします。議員の皆様、町民の皆様にはこれからもご指導とご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます、簡単ではございますが、ご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

◎議案第59号

○議長（松本 勉君） 日程第3、議案第59号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第59号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号 教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第60号

○議長（松本 勉君） 日程第4、議案第60号 壮瞥町表彰条例に基づく表彰についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第60号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 60 号 壮瞥町表彰条例に基づく表彰については原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第 61 号

○議長（松本 勉君） 日程第 5、議案第 61 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 61 号を採決いたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 61 号 専決処分の承認を求めることについては承認することに決定いたしました。

◎議案第 62 号

○議長（松本 勉君） 日程第 6、議案第 62 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 62 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 62 号 専決処分の承認を求めることについては承認することに決定いたしました。

◎議案第 63 号

○議長（松本 勉君） 日程第 7、議案第 63 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 63 号を採決いたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 63 号 専決処分の承認を求めることについては承認することに決定いたしました。

◎議案第 64 号

○議長（松本 勉君） 日程第 8、議案第 64 号 平成 28 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 6 号）についてを議題といたします。

最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般 3 ページから。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、一般 4 ページ。

1 番、佐藤 恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 企画費について何点か質問したいと思います。

壮瞥町に昨年から地域おこし協力隊の隊員を採用して、活動も専門性を発揮し、各種事業に積極的に参加し、地域に溶け込んで活動していることを私は高く評価したいと思います。ことしも 2 回にわたり実施しましたそうべつマルシェでも先頭に立って接客活動をされていたのは大変印象的です。

さて、今回補正で提案されます嘱託職員賃金等について質問したいと思いますけれども、今回募集するといいますか、嘱託職員として採用することで提案されておりますけれども、現在の昨年採用された方の嘱託職員の月額賃金はどのようになっているか。といいますのは、27 年度の募集要項、これは既に募集を終わって今働いておりますけれども、そのときの募集要項を見ますと 17 万 9,300 円と明記されております。現在どの程度の賃金を支払っているかということですね。

それから、今回嘱託職員賃金が 115 万円、今計上されておりますけれども、今回この議案が議決された後に地域おこし協力隊員を募集すると思いますけれども、そのときの募集要項の中で月額賃金は幾ら想定しているのかということですね、これについても伺いたいと思います。

次に、現在道内では各市町村で地域おこし協力隊員募集しています。これは、インターネットで調べると多くの道内の町村が今募集しておりますけれども、その中でほとんどの市町村が住宅料を援助しています。中には、古い公営住宅を貸与することもありますと断

り書きをしている村もありました。28年度の当初予算では住宅借り上げ料として54万円、月額にすると4万5,000円ですね。それから、今回では31万5,000円を計上しております。多分この議決の終わった後に募集すると、この採用される職員は10月からなるのではないかな。単純に私はそのように考えたのですけれども、この31万5,000円を6カ月で割ってみますと5万2,500円になるのです。壮瞥町内でも最高額に近い住宅料でないかなと思います。これについて、次のような観点から考え直すことが必要でないかなと思います。地域おこし協力隊員は、年齢的にも単身者の場合が多いと想定されます。これは、総務省で発表しているいろいろな資料を見てもそのように書かれておりますけれども、例えば月額5万2,500円補助するのでなくて、現在あいている公的住宅ですね、これの活用を考えてはどうかということです。その一例として申し上げたいと思いますけれども、旧壮瞥高等学校校長住宅の活用を私は1番目に考えました。といいますのは、現在でなくて前任者の校長がその住宅に入るときに、赴任してすぐ入らないで、内装等を行っているはずなのです。そういう面で、やはりそういうあいている住宅に入ってもらうことによって、幾らかでもかかる経費の削減が考えられるのではないかな。といいますのは、旧校長住宅に今現在入らないで、新しく建てた役場の近くにありますが旧暁団地の職員住宅のほうに入っております。ことしの4月に赴任した校長もそちらに入っております。そういう面で、町内には公的住宅で空き家になっている住宅が多々あるのではないかな、そのように私は思っております。空き家解消のためにも、やはり活用すべきでないかな。町は、空き家対策を唱えております。もっと実態を把握して活用すべきでないかなと思いますが、この点についてどのように考えるか伺いたいと思います。

次に、平成27年度の全国の地域おこし協力隊の取り組みについて、総務省が28年3月16日に報道資料として発表しております。全国で673自治体が2,625人、前年度に比べて1.7倍の人数をこの協力隊として採用しているということが発表になっております。また、別の資料を見ますと、北海道の取り組み、これを見ていくと75自治体で369名、その中でも特に多いのは東川町、これは写真甲子園をやっている東川町ですけれども、15名を採用しております。次に、新得町、これが12名、上士幌町が10名、このように10名以上のところは3町が取り組んでいるということが出ておりますし、5名から9名の採用が17市町村あります。今回補正を組んで地域おこし協力隊員を採用するに至った必要性和、それと今回どのような業務内容を考えているかについて伺いたいと思います。

最初に、その点について伺います。

○議長（松本 勉君） 答弁、企画調整課長。

○企画調整課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目の賃金についてでございますが、現在支出しておりますのが賃金としては月額18万1,800円でございます。現在の隊員に支給している額もこの額で、それから今回募集をして採用できれば、その方にも同額の賃金を支給するという考えでございます。そういった内容の予算要求になっております。

それから、２点目の住宅の関係でございますが、こちらの内訳は月額４万５,０００円、今から採用していった最短でうまくいった１１月採用だろうという想定で５カ月間、それから民間の住宅を想定していますので、敷金の２カ月分、都合７カ月分、４万５,０００円掛ける７カ月というのが内訳でございます。

それで、公的住宅のほうをもっと活用されてはいかがかというご提案をいただいております。当初この事業を始めるときにいろいろ考えたのですが、まず大前提として、この事業は国の特別地方交付税の対象になっております。基本的には一定の上限があるのですが、本町の事業内容であればほぼ国のほうで全額カバーすると、そういうような内容になっておりまして、それでお金があるからというわけではないのですが、それであればむしろ民間のあいている住宅等があれば、民間のほうに経済効果でもないのですが、お金を回してあげたほうが地域経済にとってもいいのではないかという判断で、基本的には民間で組んでいると。ただ、当然そのときの状況によりますから、もし民間があいていなければ公的な住宅の活用を検討しようと。公的な住宅につきましては、協力隊に限らず、恐らく今後さまざまな事業でも活用できるのかなということも考えておりますので、現状では地域経済を優先してということで進めたいなというふうに考えております。

それから、３点目のこの事業の必要性、事業といいたしうか、今回の募集の必要性ということでございます。ちょうど昨年の９月から現隊員を採用しております。ちょうど１年たちまして、その隊員の方とも適宜協議をいろいろ話をしてお互いに手探りで、本町としては初めてだったものですから、手探りで事業を進めてきて、やっと今事業の効果というか、いいところであったり、運営ノウハウというか、そういうものが身についてきたかなというふうに感じています。その１年の総括の中で特に感じたのは、やはり外部から来られるということもあって、決して悪く言うわけではないのですが、ずっと私のように長く住んでいる人間と全く違う視点で町を見れる方々なのだなということを感じました。そういう視点で、この町の魅力を町外にどんどん発信していくという面でいうと、非常に有益な事業だなというふうにも思いました。

また、たまたまではありますが、今回現隊員が採用されて、非常にＩＴ分野というか、ブランディングだったり、そういった分野にたけていらっしゃる方だったものですから、この半年、１年の中でウェブサイト、ホームページであったり、あるいはフェイスブックとかインスタグラムってあるのですが、そういうソーシャルネットワークですね、そういったもの、あるいは今進めているブランディング、そういう情報発信ツールというのが飛躍的に整備されてきていると思います。問題は、側は非常にいいものが、他自治体に負けないぐらいいいものができているのですが、問題はこれから中身。いかに情報を更新していくか、鮮度よく出していくか、外に伝えていくかということになってくると思ったということも考えたものですから、そういう意味で次来られる方には現隊員と協力をして、広い意味での情報発信というものをお願いしたいというふうに思っています。ただ、現隊員のような高いスキルを求めているわけではなくて、あくまでもその人、その方なりの新し

いというか若者らしい、そういう目線で……目線というか感性、アイデア、手法、そういったものをフルに使って本町の魅力の発信の一翼を担っていただきたいと、そのような趣旨で今回追加というか、もう一名募集を図るということになったということでございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤 恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 今のお話に理解はしますけれども、1 点だけ、やはり私は住宅の問題です。全額に近いものが交付税で補填されるから、これもいいでしょう。また、地域経済の活性化もいいでしょう。けれども、私は現在空き家が多くなっている公的住宅を活用するのも必要でないかと思うのです。そういう面で、私は活用方法について今後考えていただきたいと、それを申し上げて、この点については質問を終わりたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、企画調整課長。

○企画調整課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

公的住宅の活用について、先ほど来からご意見をいただいております。現状の予算は、このまま提案をさせていただくことには変わりはないのですが、議員のおっしゃる趣旨も十分理解いたしますので、実際にどうするかというところはいま一度町内で検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤 恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 続いて、空き家改修・整理補助金 100 万円についてお伺いしたいと思います。

28 年度の当初予算でも 100 万円を計上し、今回も同額の 100 万円補正を提案しております。そこで、やはりもう少し内容について理解を深めたいなということで以下質問したいのですけれども、壮瞥町空き家整理改修事業補助金交付要綱の中に補助対象事業として 2 つ上げております。1 つは、家財、家具等の運搬、廃棄、2 番目に台所、浴室、便所、洗面所、床、内装等の生活するために必要な改修とこれらに付随する住宅設備品取りかえ等が対象となっているのですけれども、今回補正を組むということは、既にこの 100 万円が支出される準備されていると思うのです。そういう面で、現在当初予算で組まれたこの 100 万円は、今言いました（1）の廃棄だとか、または改修だとか、どのようなほうに申請が上がってきて交付決定しているのか伺いたいと思います。その件数ですね、まず。

それと、補助率も対象経費の 3 分の 2 以内で、最低で 3 万円、最高、上限が 30 万と定めていますが、現在既に計上して支出済みかどうかわかりませんが、交付決定されている事業、これでいくとどの程度の金額が支出されるのか。もしも、例えば 5 万円が 1 件だとか 10 万円が 1 件だとか 30 万円が 1 件、もしもわかれば。急に申し上げたので、手元に資料なければ、これはよろしいのですけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

また、今回 100 万円を補正しますけれども、当初予算で募集したらたくさんあって、積

み残しとして補正するのか、または予備としてとっておいて、いつ申請されても対応できる体制にするのか、これについても伺いたいと思います。

以上です。

○議長（松本 勉君） 答弁、企画調整課長。

○企画調整課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、平成 28 年度入ってからの実績でございますが、全部で 3 件ご利用がございました。それぞれの助成額を申し上げますと、3 件のうち 2 件が満度の 30 万、それからもう一件が 28 万 9,000 円、合計 88 万 9,000 円の支出確定をしております。内容としては多岐にわたっておりますが、先ほど要綱をお読みいただきましたが、その内容どおりでございます。ごみというか、廃棄物処理に使われている方もいるし、水道や内装の改装に使われている方もいらっしゃいます。それぞれの家の事情によるのかなというふうに思います。

それで、実は 100 万円、当初予算見たのですが、実は昨年の実績が 1 件 12 万 4,000 円ということで、正直今年度どこまで伸びるかなと、どこまで浸透するかなというのがちょっと読めないところもございました。6 月の固定資産税の通知の際に、対象者といいたしうか、送付する方全員にこの空き家改修整理事業のご案内も送っています。そういったものもごらんになって、ぼつらぼつらと来て申し込み、ご相談が来るようになりました。今現在ほぼ執行してしまっているということ、それからまだ数件お問い合わせが来ている段階なので、それが最終的に申し込みになるかどうかはまだわかりませんが、それらを見越して今回 100 万円を追加すると。基本的には、コンペのような事業ではなくて、むしろ本町の空き家を活用する、あるいは老朽空き家の増加を防ぐ、そういった意味では空き家を活用することを奨励するという趣旨での事業でございますので、できればこのようなご意思のある家主さんについては、要綱の条件の範囲の中で行政側としても支援をしていくという趣旨で今回追加をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 4 番、森太郎君。

○4 番（森 太郎君） 私、胆振線代替輸送業務の工事請負費、国鉄胆振線の代替バス運行維持費補助事業、国道 453 の線形改良に伴うバスの待合所撤去工事と。これは、全ページのほうで財産管理費の中でもやはり便所撤去工事というのが出ているのですが、大体場所については例の蟠溪だとは思いますが、その場所のまず確認と、それと工事期間中、トイレ等は非常に国道交通される方が利用される分ではかなり重要なものだと思っておりますので、工事期間中の対応と工事後にどういう対応がされるかという部分の確認をお願いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、企画調整課長。

○企画調整課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、今回の便所であり、バス待合所なのですが、実は蟠溪ではございませんで、バス待合所というと阿波国ですね、矢野果樹園さんの近くのところの国道の線形改良でござい

ます。背景は、有珠外環状線が今整備が進んでおりますが、そこと国道の交差点のところの交通状況をよく知るという意味で、道路整備とあわせて線形も改良するという内容でございます。

それで、トイレなのですが、実は全然使っているようなトイレではなくて、ちょっといろんな経過があるのですが、その線形改良に伴って道路を広げるところに町有地があって、その町有地上にたまたま本当に廃屋のようなトイレが残ってしまっているということでございます。ですから、今は全く使われておりません。それが用地買収ということで開発さんのほうに土地を売るのですが、その上に乗っかっているということなので、開発さんから補償費をもらって撤去して、土地も売却するというものでございます。

こちらから行って町道上立香線を右に曲がります、りんごまつりの会場行くときの。曲がる角の右前方ぐらいのところに林があって、その中にあります。ですから、多分多くの方はご存じない方のほうがかえって多いかもしれませんというような便所でございます。ちなみに、その手前のバス待合所、堀口果樹園さんの横あたりになりますが、そちらについては工事が今のところ 30、31 の 2 カ年を想定されているということなので、2 カ年の間は一度よけて、その工事が終わった後にバス待合所についてはまた再設置をするという予定でございます。バス待合所については、地域の自治会のほうにはご説明を既にして了解もいただいております。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 4 番、森太郎君。

○4 番（森 太郎君） 場所については、私全く勘違いしておりました。

それであれば、453 もそのバス待合所、これについては場所はわかったのですが、この線形改良というのは例の道道の環状線といいますか、例のトンネル工事に関連して出てくるという考え方でよろしいのですか。その辺の確認です。

○議長（松本 勉君） 答弁、企画調整課長。

○企画調整課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

今ご意見のあったとおりでございます。外環状線とぶつかるところが、ちょうどカーブのあたりにぶつかるものですから、そこが交通安全対策ということで設計といいましょうか、それを直したほうがいいということで、道路管理者側のほうで道さんと開発さんのほうで対応して、そこを直すということで聞いてございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） ほかに 4 ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、一般 5 ページ。

4 番、森太郎君。

○4 番（森 太郎君） 衛生費、保健衛生総務費の保健センター管理経費のうちの庁用器具費、この内容について説明いただきたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林一也君） ご答弁申し上げます。

庁用器具費の詳細についてということでございます。現在保健センターにつきましては改修工事を行っておりまして、保健センター事務室及び社会福祉協議会の入っている事務室等が旧壮瞥診療所のほうに移転をするということで工事を進めているところでございます。この工事に伴って、事務室からちょうど町民の皆さんが保健センターのほうに来庁された際に役場に入ったときのカウンターと同等のカウンターを設けるように今現在考えておりまして、そういったカウンターを備品として購入するという内容のものとなっております。

それとあと、地域団体活動室、改修後に今現在の保健センター事務室側に設置される地域団体活動室、こちらのほうのロッカーですね、一応各5団体程度の使用を想定しておりますので、そういった各団体がロッカーを施錠して、書類、また貴重品、そういったものを管理できるというようなことでの備品の整理ということで今回予算を計上させていただいているものでございます。

なお、新しく改修、整理される保健センター側のカウンターについては、おおむね10メートルぐらいの長さになるということになっております。

以上です。

○議長（松本 勉君） ほかに5ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 続いて、一般6ページ。6ページございませんか。

4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 中学校費、学校管理費の中学校運営事業の修繕料について、これたしか地下タンクが老朽化したことによるということで聞いておったのですが、300万の修繕料、その地下タンクの修繕が可能なのかどうかという疑問も含めて、その内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本貴浩君） ご答弁申し上げます。

この地下タンクにつきましては、本年12月をもって40年を経過するということでございまして、40年を経過しますと、その時点で法令上腐食のおそれが高い地下タンクに該当するということで、基本的に法令上はその前に対策を講じなければいけないということになります。その前に講じるということでございますので、基本的には中のタンクの内側にライニングといいまして、層を厚く施す工事を行うというところでございます。これは、一般的な工法でございまして、これが方法的には一番安価な方法ということで今回300万弱をかけて改修をするというものでございます。

○議長（松本 勉君） ほかに6ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 続いて、歳入について、一般 1 ページから。1 ページありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 続いて、一般 2 ページ。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、第 1 表、歳入歳出予算補正及び第 2 表、地方債補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 64 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 64 号 平成 28 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 6 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 65 号

○議長（松本 勉君） 日程第 9、議案第 65 号 平成 28 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 65 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 65 号 平成 28 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 66 号

○議長（松本 勉君） 日程第 10、議案第 66 号 平成 28 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 66 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 66 号 平成 28 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 67 号

○議長（松本 勉君） 日程第 11、議案第 67 号 平成 28 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 67 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 67 号 平成 28 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 68 号

○議長（松本 勉君） 日程第 12、議案第 68 号 平成 28 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

1 番、佐藤 恣君。

○1 番（佐藤 恣君） この補正予算の金額は別として、内容について理解を深めたいと思いますので、質問いたします。

経営戦略策定業務委託料として 400 万円が現在補正計上されております。昨日の議案説明では、総務省が 2014 年 8 月に通知で将来に向けて安定的に事業経営を継続していくための経営戦略の策定を地方自治体に要請したということのお話ありましたし、また 2016 年 1 月に経営戦略の策定推進の通知があったということ、そして今回その予算措置がされたということも理解いたします。このことについて、もっと知りたいなと思っていろいろ調べてみたのです。そうしますと、この 2016 年 1 月の経営戦略策定通知と同時に、同じ日に経営戦略策定ガイドラインというのが発表になっております。これを見ていろいろ考えたのですが、その中にこのように書かれております。このガイドラインは、経営戦略の策定の実務上の指針として公営企業全体としてより実効性のある経営戦略を策定し、一層の経営基盤の安定化を図ることを目的としますと、そこに書かれているのです。この内容からすると、今回提案されております集落排水事業の経営戦略だけの策定にとどまらず、水道事業についても策定しなければならないのではないかなと思うのです。この水道事業は、簡易水道事業も含むと断り書きしてありますけれども、このように今回は下水道ですね、集落排水が提案されておりますけれども、今後この簡易水道の経営戦略策定が必要でないかと思うのですけれども、必要性和、またもしも必要であれば、この経営戦略は何年度くらいに取り組む考えであるかお聞きしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、建設課長。

○建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

今議員もおっしゃった国の通知の中では平成 32 年度までに 100%にするのが国の目標でありまして、平成 28 年度から 30 年度までに策定する分については特別交付税であります。一定の財政措置があるということでは言われております。ただ、今急ぎで策定する部分につきましては、今回の集落排水につきましては高資本費の対策という部分と、あと簡水につきましては補助金対策の部分でございまして、今回補正するのは集排のほうで急ぎでことし、来年からの普通交付税に影響するという部分もありまして、次でやりますが、

簡易水道につきましてはもう少し中身を研究して、32年度の策定を目指していきたいというふうに思っております。今のところ、まだ何年度にというところまでは詰まっていない状況でございます。

○議長（松本 勉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第68号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号 平成28年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第69号

○議長（松本 勉君） 日程第13、議案第69号 平成27年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第69号については、議長を除く全員の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号については、議長を除く全員の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において選考することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において選考することに決しました。

選考結果についてご報告いたします。

委員長に毛利爾君、副委員長に森太郎君を選任することに決しました。

お諮りいたします。ただいまの報告のとおり選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員長に毛利爾君、副委員長に森太郎君を選任することに決しました。

◎報告第3号

○議長（松本 勉君） 日程第14、報告第3号 出資法人の経営状況についてを議題といたします。

質疑を受けます。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第3号の報告を終結いたします。

◎意見案第2号

○議長（松本 勉君） 日程第15、意見案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

5番、真鍋盛男君。

○5番（真鍋盛男君） 意見案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提案理由の説明を申し上げます。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要があります。

また、森林の整備を進め、木材を積極的に利用して林業・木材産業の成長産業化を図ることは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであります。

このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを進めてきたところであります。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による

林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、国においては、「森林環境税（仮称）」等を早期に創設し、森林の整備や木質バイオマスの有効利用など、森林吸収源対策を推進すること。

森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

また、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備からの木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化することを強く要望するものであり、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上であります。

○議長（松本 勉君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより意見案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、意見案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎議員の派遣について

○議長（松本 勉君） 日程第16、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決しました。

◎休会の議決

○議長（松本 勉君） お諮りいたします。

議事の都合により９月１０日から９月１４日までの５日間休会にいたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、９月１０日から９月１４日までの５日間休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（松本 勉君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

９月１５日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午前１０時５４分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

平成２８年壮瞥町議会第３回定例会会議録

○議事日程（第３号）

平成２８年９月１５日（木曜日） 午後 ３時５０分開議

日程第 １ 会議録署名議員の指名

日程第 ２ 議案第６９号 平成２７年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定について

日程第 ３ 議案第７０号及び議案第７１号並びに報告第４号について

日程第 ４ 各委員会の所管事務調査について

○出席議員（９名）

1 番	佐 藤	恣 君	2 番	菊 地	敏 法 君
3 番	毛 利	爾 君	4 番	森	太 郎 君
5 番	真 鍋	盛 男 君	6 番	加 藤	正 志 君
7 番	高 井	一 英 君	8 番	長 内	伸 一 君
9 番	松 本	勉 君			

○欠席議員（０名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した人

町	長	佐 藤 秀 敏 君
副 町	長	杉 村 治 男 君
教 育	長	田 鍋 敏 也 君
会計管理者	小 松	正 明 君
総務課長（兼）	作 田	宏 明 君
企画調整課長	庵	匡 君
税務財政課長	上 名	正 樹 君
住民福祉課長	小 林	一 也 君
経済環境課長（兼）	阿 部	正 一 君
商工観光課長	齊 藤	英 俊 君
建設課長	工 藤	正 彦 君
生涯学習課長	山 本	貴 浩 君
選管書記長（兼）	作 田	宏 明 君
農委事務局長（兼）	阿 部	正 一 君
監委事務局長（兼）	齋 藤	誠 士 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	齋 藤 誠 士 君
---------	-----------

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） これより本日の会議を開きます。
（午後 3時50分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
1番 佐藤 忖君 2番 菊地敏法君
を指名いたします。

◎議案第69号

○議長（松本 勉君） 日程第2、議案第69号 平成27年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案第69号については、9月9日の本定例会において決算審査特別委員会に付託された審査案件でありますので、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

毛利爾決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員会委員長（毛利 爾君） 決算審査特別委員会審査報告を申し上げます。

平成28年9月9日開催の第3回定例会において、議長を除く全員の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、本特別委員会に付託されました議案第69号 平成27年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定について、9月12日から15日までのうち3日間特別委員会を開催し、慎重に審議を行いました結果、次の結論を得ましたので、審査の経過と結果をご報告いたします。

事件名、議案第69号 平成27年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定について。

審査の経過、特別委員会の開催、議案第69号を審査するための特別委員会を次のとおり開催しました。総務、経済常任委員会の2分科会による書類等の審査を9月12日から13日までの2日間、議案審議を9月15日の1日間。

特別委員会に出席した委員、特別委員会に職務のため出席した者、特別委員会に出席した説明員の氏名は、お手元に配付の書面のとおりであります。

特別委員会の結論、議案第69号 平成27年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定については、関係書類、支出証書、書類等の審査を実施した中での疑問点、問題点等について審議

の中で理事者及び担当課長の説明を受け、慎重に審査を行いました。

審査の結果につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、審査の中での課題等については、十分な協議検討をされるよう望みます。

以上で決算審査特別委員会に付託されました議案第 69 号 平成 27 年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定についての審査の経過と結果を申し上げ、報告といたします。

決算審査特別委員会委員長、毛利爾。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 勉君） ただいまの決算審査特別委員会委員長の報告に対して質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 69 号を採決いたします。

本議案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は全て原案のとおり可決であります。

本議案は、決算審査特別委員会委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 69 号については決算審査特別委員会委員長の報告のとおり原案のとおり可決されました。

◎議案第 70 号及び議案第 71 号並びに報告第 4 号について

○議長（松本 勉君） 日程第 3、議案第 70 号及び議案第 71 号並びに報告第 4 号を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（杉村治男君） 今定例会に追加提案いたします議件は、議案第 70 号から議案第 71 号までの 2 件、報告第 4 号の 1 件、合計 3 件であります。

その提案理由についてご説明申し上げます。

議案第 70 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を別紙のとおり変更する。

こちら内容につきましては、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により北空知学校給食組

合が平成 27 年 11 月 30 日をもって解散したことにより、規約の一部を変更するものであります。

こちらは、大変申しわけございませんが、本年 6 月第 2 回定例会の際に同様の内容の議案を提出してございます。議案第 53 号と 54 号でありましたが、その提案の際にこちらは事務処理が、大変申しわけございませんが、事務処理上のミスということで提案漏れでございました。改めて提案をさせていただきます。今後このような事態のないよう厳正な事務処理に当たってまいりたいと思っておりますので、ご容赦いただければと思います。

次に、議案第 71 号 平成 28 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 7 号）についてであります。

平成 28 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 41 億 146 万 9,000 円に歳入歳出それぞれ 950 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41 億 1,096 万 9,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

111 ページの事項別明細書、歳出から説明をします。衛生費、保健衛生費、温泉管理費で 780 万円の追加となります。こちらは、9 月 9 日の日に故障、停止しましたゆーあいの家泉源ポンプについて、早期に復旧を図る必要性があることから、現在仮ポンプにて稼働させております。しかし、故障原因について現在調査をしておりましたが、ポンプ内への異物吸い込みによる故障ではなく、温泉特有のガス混入による空回り、モーター焼きつけの状態であったということで報告を受けております。このため、新たにポンプと電源ケーブルなど一式の取りかえ工事に要する経費の計上となります。

災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、農林水産災害復旧費で 170 万円の追加となります。こちらは、8 月 30 日に本道に接近した台風 10 号の暴風雨災害により駒別林道の路盤崩落に伴う調査設計業務経費の計上となります。こちらは、現在災害復旧事業の災害査定を申請すべく北海道と協議を行っておりますが、復旧工法の検討と工事費用の算定等についての委託をするための経費でございます。

歳入では、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で 950 万円の追加となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

報告第 4 号 平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率等について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、決算に基づく 4 つの財政健全化の指標の公表が義務づけられております。今定例議会において平成 27 年度の各会計決算が認定されたことから、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

平成 27 年度財政健全化審査意見書の総合意見の中では、書類等いずれも適正に作成されて認められていること、個別意見につきましても良好な状態であると認められるとの評

価をいただいているものであります。健全化判断比率につきましては、4つの指標がありますが、実質赤字比率と連結実質赤字比率については赤字はありません。実質公債費比率は12.6%、将来負担比率は2.6%であります。その他の項目については、表に記載のとおりとなります。

次に、平成27年度簡易水道事業特別会計経営健全化審査意見書と次の平成27年度集落排水事業特別会計経営健全化審査意見書では、いずれも資金不足比率がゼロであること、算定の基礎となる書類はいずれも適正に処理されていると認められること、個別意見につきましても良好な状態であると認められるとの評価をいただいているものであります。

それぞれ表の中にありますとおり、早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準についての指標を記載しておりますので、こちらは参考として後ほどごらんいただきたいと思います。

以上が今定例会に追加提案いたします議件の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（松本 勉君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第3のうち、**議案第70号** 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

日程第3のうち、**議案第71号** 平成28年度壮瞥町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

7番、高井一英君。

○7番（高井一英君） 111ページの支出の部分での衛生費の温泉管理費でポンプの管理

費の工事の部分で説明があったわけなのですけれども、それでガスの混入ということなの
ですけれども、取りかえた後のこのガスというのがまた発生する場合に、起きないように
する対策というのは打たれたのかどうかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、副町長。

○副町長（杉村治男君） ポンプの交換に伴ってのガスの対応ということでありますが、
もともとこの泉源はガスが発生している泉源であります。現在までもガス対応用のポン
プをつけていたということでありますが、今回のガスが主たる原因であろうというふうに
言われておりますので、ポンプのメーカーのほうに確認をあわせてしている段階でありま
すが、今後もガス化対応のポンプの設置を進めていくということで考えております。あと
は、昨年内装管を入れて不純物を吸い込まないようにしたということで、今後は相当もつ
だろうというふうに理解をしておりましたが、今回ガスの発生に伴ってのポンプの故障と
いうことでありますので、あとは温泉井戸の水位の調整をうまく調整しながら、ガスの発
生があってもポンプに故障が及ばないような方策も確認しながら、あわせて進めて対応し
てまいりたいというふうに考えております。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 71 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 71 号 平成 28 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 7 号）については原案
のとおり可決されました。

日程第 3 のうち、**報告第 4 号** 平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率等についてを
議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第 4 号の報告を終結いたします。

◎各委員会の所管事務調査について

○議長（松本 勉君） 日程第４、各委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から閉会中に所管事務調査を、議会運営委員長から閉会中に次期定例会までの会期日程等議会運営に関する事項について所管事務調査を実施したい旨、それぞれ申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（松本 勉君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成 28 年壮瞥町議会第 3 回定例会を閉会いたします。

（午後 ４時 07 分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員